

# タイ国農村協同組合の研究

〔林 啓 寫〕

泰國農村協同組合の研究

法財人團 日本タイ協會調査部



## 序 説

近時東亞農業諸國の進る傾向として、協同組合運動の展開が見られるが、發展の形態及びその限界は東亞の諸農業地域においても必ずしも一樣ではなく、協同組合の發達は、半封建的諸關係と絡み合つて極めて複雑な形態を示してゐる。とくに、タイの如く遅れた農業生産を固守してゐる國においては、協同組合は工業資本主義の發展に伴ふ農業資本家の小資本結合による自衛自存にあるのではなく、むしろより國家的意義を持つ農業政策であり零細な農民を救済し、農民の知育と農業技術の改善を計り、もつて國富の増進と國民經濟構造の強化を計らんとする國家政策であるから、タイの組合組織は組合員間の倫理的に協同的精神による結合團體として、農民間の收取關係は顯著な形をとり得ないのである。

そもそもタイの協同組合は、一九一七年の大旱魃と一九一九年の洪水による農業生産力の低下、農民經濟力の著るしき窮乏化、更に農業に依存する國家財政の赤字を打解するために生れた農村信用組合であり、その目的は農民に低利資金を貸付けてその負債を緩和し、農民窮乏の外的作用たる華僑の高利貸の仲介を排除することにあつたが、一九二九年の世界恐慌によるタイ農業の異常な打撃により、信用組合の持つ意義は益々その重要性を加へてきた。更に紊亂せる専制王朝を倒し、タイ經濟の近代化を企圖して敢行された立憲革命により、協同組合はタイ國家主義運動の展開と呼應して急テムボに發展し、組合の性格も單なる信用組合としての機能の外、農産物の生産流通機構の調整、農具及工業製品購入の便化、農民に對する利潤の確保と生活水準の高揚、獨立自營農民の發生と農民の自給自足化を目

的とする協同組合の成立を見るに至つた。かくてタイの協同組合は今日においては國家要請による一大農民運動であると共に、タイ國民經濟の構成體であり、近代的農村社會生成の推進力たらしめるものとなつた。かくの如く、タイの協同組合は最初より國家經濟政策の一環として生れた運動であり、農民の協同的結合による農業の高度發展化を目的とする。

とはいへ、協同組合運動は今日においても主として商業化した中部農村地帯に限られており、國內到る處において見られる現象ではないが、素よりこの組合運動が單なる農民の負債を救済するための信用組合であるのみならず、さらにより高次の目的を有するものであり、要は従來タイの農業生産を膠着せしめてゐた農民の質的條件を改善し農民の知育を高揚し、以て技術の向上を計り、國家經濟の構成分子たらしめんとする國家政策にあるのであるから、タイの協同組合運動の發展はタイ經濟上將來刮目すべき點が少くない。

本稿において、タイ農業政策の一として建設途上にある協同組合を取り上げたのも全くこれによるものである。換言すれば、農業を大本とするタイ國家經濟が今後如何に生成し發展するかを、主として協同組合運動の側面から見究めんとしたもので、その意味で、きはめて特徴的な協同組合運動が、タイ農村社會の構造に如何なる成果を齎すかは延いては東亞農業自體にも共通する問題でもあるであらう。

さて、タイの協同組合に関する資料はきはめて乏しく、本論を取纏めるために相當の勞力を費したが、またそれだけに獨斷的な所も少くない。折を見て補正加筆して行きたいと思ふ。大方の叱正を仰ぐ次第である。

## 目次

序 說	
第一章 タイ農業と協同組合	一
第二章 協同組合の成立及組織	六
第三章 協同組合の發達	八
第四章 協同組合の活動狀況	二四
第五章 協同組合の種類	二六
第六章 協同組合員の經濟力の分析	三七
第七章 協同組合の財政的地位	三二
む す び	三四
參 考 文 献	三九

## 泰國農村協同組合の研究

日本タイ協會調查部

### 第一章 タイ農業と協同組合

タイ國は、古來米作を中心とする純然たる農業國であり、メーナム河畔の大平原を始め國內各地にきはめて豊饒な農業地域を有し、熱帯國に位して氣候、降雨等の自然條件に恵まれてゐるため、米作にはきはめて好適した條件を具へてゐるといふことができる。今日、タイの有職業者中の八割以上、華僑を除けば實に九割以上が農業に携り、タイ輸出貿易の過半は米によつて占められ、米作の良惡の國家財政に及ぼす影響はきはめて大であることより推して、タイ國家經濟の隆替は一にかゝつて米作農業の運営如何にあると言ふも過言ではない。

かくの如く農業はタイ國家經濟の基調たる重要な經濟部門でありながら、いかなる理由によつて農業の發展は阻害され、封建的生産關係は依然強く根ざしてゐるのであらうか。次の諸點にその原因を求め得るであらう。(一)タイ民族の宗教的傳統的國民性、(二)タイ國史に一貫する國王の專制的性格と農民に對する封建的支配、(三)半植民地的性格、特に華僑商業資本の跳梁、(四)相對的過剩人口と天恵の自然條件より生ずる農業技術の停滞と農家經營の粗放性、以下これらの諸問題について検討を加へ、協同組合が封建制打破と農業近代化にいかん重要な役割を演じつつあ

るかを考察しよう。先づ、(一)のタイ民族の宗教的傳統的國民性は、歴史的に現實的にタイ農業の發展を阻害する要素の一つとなつてゐる。タイ民族はその身分の如何を問はず小乗佛教を信仰し、この非合理的神秘的宗教觀がタイ國民性の心理に深く根ざして、タイ人の營利心經濟心を阻止してゐる。例へば、タイには商工業を賤業と見做してこれを輕視し、營利の追求を極度に厭つてゐる。素よりタイに非經濟的觀念を植付けたのは宗教的性格のみではなく自然的、社會的、政治的諸條件が絡みあつて特異な國民性を生成したものであるが、とくに宗教の國民性に及ぼす影響の大なることは論を俟たぬところである。タイ農民は冠婚葬祭を盛大に營み、佛寺に寄進し或は勞役を提供し私財を投じて饗應を行ふ。これにより農民は屢々財産を投盡し負債を餘儀なくされる場合もある。また農民は安逸を好み怠惰を求め、月毎に催はされる祭祀縁日等に農業を休んで參食する。かれ等は獲得した利潤を再生産に向けず享樂に費消し、その日活しの生計を營む。更に勞働を厭ひ勞働力の不足を強化せしめたものは、青年男子は少くとも一生に一度以上佛門に入れなければならぬことである。青年の活動期に戒律を守りながら托鉢して喜捨を仰ぎ、數年間を無爲に活すことが、經濟活動にいかん障害となつてゐるか。更にタイ個々の相續法により相續人に平等に財産が細分され、多額の經營資金を持ち得ないこと。これらの原因に基づく民族資本の缺除と資本蓄積の障害が、タイ經濟近代化を害する方向に働いてゐる。これに鑑み、タイ政府は協同組合制度を通じて、農民の知育を向上して經濟人としての養成につとめると共に、民族資本の集中を計り、資本の逃避先たる華僑に鋭鋒を向けるに至つたものと考へられる。

(二)は、タイ國は十三世紀の中葉にスコータイ王國を創設して以來、一九三二年の立憲革命に到る迄國王の絕對專制政治が行はれてゐた。殊に中世期(とくにアヌタヤ時代)には、邊境諸民族との鬭争のため多數の農民が徵發され、王室の歳費の膨脹による農民の貢租負擔の過重と戰亂による農耕地の荒廢により、タイ農民の經濟力は慢性的に

疲弊し、あまつさへ、國王貿易制により農民の貿易進出は阻止され、土地への膠着を餘儀なくせしめられた。かくの如きタイ農民に對する封建的支配は、政治の實權が王族の手に移つた二〇世紀においても續けられ、農民の犠牲性において王族の消費生活を満足せしめてゐたため、タイ經濟の近代的發展を醸成する基盤を缺除してゐたこと。かくてタイ農民は土地に緊縛され、自給自足經濟を營み、今日にいたるまで封建的經濟様式はタイ農村の一般的傾向となつてゐる。上述の如きタイ經濟の封建性を更に決定づけたものは、(三)外國資本の滲潤による植民地的性格である。

一九世紀の中葉の英泰條約の締結を契機として、イギリス資本は湖の如くタイ國內に流入し、錫業、林業等の原始産業をその手に收めると共に、顧問を政府中樞部に配置してタイ財政金融の實權を握り、更にイギリスはマライ半島より、フランスは東部國境よりタイ國土を蠶食し、遂に一九〇九年の英泰國境劃定條約により、タイ國の經濟的植民地性は決定づけられた。さらに、古くより泰支貿易に與つてゐた華僑は、自由貿易制の實施と共にバインコックにおける商權を掌握し、巧妙に商業上高利貸資本を誘導して農村に喰入り、バインコックに多數の精米所を設立して米の生産流通機構を掌握し、一方、小資本家として勞働者としてマライ半島の錫、ゴム經營にも乗出し、イギリス資本征覇の加擔者となつた。かくて國家經濟の基調をなす農業は流通部面を完全に華僑商業資本の壟斷に委ねられ、タイ經濟の近代化は、イギリス産業・金融資本家によつて遂行された。

凡そ植民地政策の要諦は、植民地を本國の商品市場及投資地たらしめ、植民地の工業化を阻止し、商業資本による支配を行ふことにあるが、タイ經濟をピラミットの基層として、イギリス及び華僑と結びつき、農業の封建性を維持しつつその植民地的性格は益々露骨化した。二〇世紀におけるタイ經濟の著るしき發展もタイ國民經濟とは隔絶した錫、ゴム、林業部門であり、アンドリユラス、ジンマーマン諸家の農村調査に現れた中部農業近代化による農民の生

活水準の向上と商品生産の促進は、華僑經濟の媒介による畸形的現象であり、華僑は多大な利潤を入手して本國に送金し、タイ民族經濟の發展に寄與するところとはならなかつた。タイ農民が年々負債を重ね、華僑の商略と欺瞞に踊らされて土地を喪失して行く過程は、決してタイ農業自體の近代化の方式ではなく、タイ農民全體の負債苦こそ、農業生産の發展を停滞づける要因となつてゐる。(詳しくは泰國資源經濟編「農業」の稿を参照)

かくの如く、タイ國家經濟の脆弱性が、植民地的性格に依據するものであることを痛感したタイ政府は、農村を活動舞臺とする華僑の勢力を排除するため、農村信用組合を各地に設立して農民の生計改善に乗出したが、協同組合はただに信用組合としての金融貸付のみならず、農村を華僑の抵抗場面たらしめるべく、農民の質的物的向上を計ることを目的としなければならぬ。

(四)、農民の相對的過剩と天恵の自然條件による農業技術の停滞性と農家經營の粗放が、タイ農業の高次なる發展を妨げてゐることは詳論する迄もないことである。

タイ國統計年鑑によれば、タイ國總人口の大半は中部米作地帯に集中し、一方米作面積は總面積の僅か六%を占めるにすぎず、國邊に多大の豊沃な未耕地を残して徒らに中部農民の疲弊壓搾を倍化せしめてゐる。北部、東北部には移動式燒畑農業を營む如き未發達の段階にありながら、中部農民は土地を奪はれ、或は細分化されて農民の生活に危惧を與へることは國家的見地よりしても由々しき問題であり、協同組合の一として拓植組合を設立し、人口緩和策として政府自ら耕地及資金を貸與して中部農民の移住を奨励することも農業政策上重要である。更にタイは地理的、國土的に自然條件に恵まれ、一年が乾雨の二期に分れてゐるため、季節の年變化を利用して米作を行ふことも容易で、通常四、五月頃の降雨期の始めに植付が始まり、その後は適度の高温と氾濫時における河魚の害虫喰殺により稲苗の

成長も早められ、收穫期の旱天により成熟も良く、冬季は切株が燒却されてその残灰が翌年の春圃の肥料に役立つため、敢て高度の農業技術を利用せずとも年々の再生産は可能である。しかし氣候の變化は年々平順に行はれる譯ではなく、屢々大旱魃、大洪水等により稲作は大被害を蒙り、農民の經濟に激烈な打撃を與へることも少なくない。徒らに拱手して仰天歎息する農民の不安を除くためにも農業技術の改良の必要なるは言ふ迄もなく、協同組合運動も大いなる意義を持つこととなる。とくに、灌漑・排水施設を完備して農民を自然依存より解放することによつて、農地の集約的利用は倍化するに至るであらう。

要之、協同組合運動は上述の諸障害を打破し、タイ國民經濟の發展を促進せしめる斬新な農業政策であるが、協同組合は成立後いまだその日も淺く、傳統を墨守するタイ農民に協同心を涵養し、健全なる國家經濟に實效を結ぶのは將來の事に屬する。凡そ協同組合なる組織は、組合員の經濟生活の向上發展をその本來的使命とする經濟構成體であると共に、共同精神を涵養し、協同組合的倫理觀の下に個人の自覺を促すための組織力である。換言すれば、協同組合の理論は、孤立した無力なる個人が他人と協同して、しかも道德心と相互扶助の精神により、各自がそれぞれ分に應じて資金を提供して能力を充分發揮する機關であるが、タイ農民の多くは日々窮迫した生活を送り、提供すべき資金も殆どなく、農民の組織力もきはめて弱いものがある。政府が年々尤大な豫算を割いて組合資金に宛て、協同組合の發展に全力を傾注しながら、組合の恩恵に浴する農民が1%にも達してゐないのは、いかなる理由によるのであらうか。組合を一部農民の利用機關たらしめず、國民經濟の構成要素として農民を組合に結集するためには、組合員の協同心のみならず、組合自體の強化も必要である。しかしこれらの問題については、以下協同組合の發展を凝視しつつ、行論の中において取扱つて行くこととする。

## 第二章 協同組合の成立及組織

タイ國における協同組合は、前章において述べた如く、國民經濟の基調をなすタイ農業發展政策の一として、一九一六年に組合法の制定によりタイ商業銀行より三〇萬バートの信用保證を受けてロプブリー、ピサヌロークの二村に設立されたが、政府は、タイに協同組合を設立するに當つて、豫め諸國よりそれぞれ専門家を招聘して各國の組合制度を慎重に討議した結果、タイ農民を救済する組合のモデルをドイツのライファイゼン Raiffeisen に準據した。即ちこのライファイゼン組合の特徴は、(一)組合の活動範圍が一定の地域に制限され、組合員は原則として相互に面識あることを必要とする。(二)一層の信用と相互の責務とを確保するため、組合員は組合に對して無限責任を負ふことのみ貸付けるべきこと。(三)外部の金融機關より獨立して組合の發展を促進し、且つ組合財政の安定を計るため、組合員への配當を無利息とし、組合員の積極的協力に俟つこと。(四)組合の規約により一定の保證を必要とし、しかも生産的目的に對してのみ貸付けるべきこと。(五)外部の金融機關より獨立して組合の發展を促進し、且つ組合財政の安定を計るため、組合員への配當を無利息とし、組合員の積極的協力に俟つこと。(六)組合員は相互に組合のために事務を分擔すること。等でタイの協同組合はこの制度をそのまま踏襲した。

組合の組織は、監督官の下に検査官がゐり、各組合の會計検査を行ふ。組合員たるの資格は、同一村落に居住する善良勤勉な農民に限られ、各組合の人数は最低十名、最高五十名、平均して二十名内外と定められた。組合は設定に際して先づ發起人を開催し、同會の承認を得て常任幹事、會計係幹事、事務係幹事等六名が選出され、これに組合事務をそれぞれ分擔せしめることとなつた。また、組合は貸付を行ふに際して豫め組合員の貸借契約を結び、その額は銀行の一般貸借率の標準を基礎とし、組合員の要求額と利子の割合によつて定められることとなつた。これがため

組合員は組合に加入するに當つて、自己の資産及負債、並びに借入希望の金額を申告することを要し、信用の薄い無一文の農民は組合に加入することは客觀的に不可能であつた。これは組合の倒産を防ぎ、商業銀行よりの低利貸借により設立された組合財産の維持安定を計るためと考へられるが、貧農の多いタイ農村においては、協同組合の恩恵に浴するものは少数の中流以上の農民に限られてゐた。組合員が組合に融資方を申告すると、組合は組合員の使用目的資金及収入の程度を考慮して可否を決定し、さらに決定された全組合員への貸付金額だけ銀行または政府より借入るのであるが、組合の借入額は、全組合員の所有土地價格の五割以内に限られた。また組合員は組合に對し、借入の擔保として土地證券を組合に提供し、且つ組合以外からは負債を負はないことを約束しなければならぬ。もし組合員のあるものが貸金返済不能の場合は、他の組合員が連帯して責任を負ふことを要するから、組合員は相互に私生活まで知りつくし、貸付が生産目的に使用されるか否か、融資を受ける組合員が果して返済能力があるか、お互に監督監視する必要がある。

組合は資金をタイ商業銀行より年六分の利息(年四回の複利計算)で借受け、これを年一割二分で組合員に貸付けられるため、組合の獲得する純利得は差引六分であるが、この額は組合の基金に繰入れられる外、協同組合の事務處理のため次の目的に使用され、組合員への利益配當は行はない。(一)インキ、文房用具等事務用品の購入。(二)タイ商業銀行との連絡出張費。(三)債務者又はその保證人の債務不履行による不足額の補填及清算費。(四)組合基金を増加して組合員に對する利率の低下を計ること。(五)組合の信用を強化するため、資金の一部を蓄積すること。(六)其他、雜費支出、等で組合は各年度末毎に會計報告を行つて、政府當局の會計検査を受けるが、關係官吏は組合の帳簿を詳細に調査し、組合の事務が滞りなく行はれてゐるか、否かを調査する必要がある。



かくの如くして組合は先づ中部の二村に試験的に設立されたが、其後の組合の成績がきはめて良好であつたため、タイ政府はいよいよ本格的に協同組合運動に乗り出し、國內の緊急を要する農村に組合を設立し、農民の積極的協力によつて今日まで非常な發展を示しつつあるが、これは組合員數も概して少く、組合員が組合精神をよく體得して組合の維持發展に進んで協力してゐる結果と考へられる。

### 第三章 協同組合の發達

#### (1) 立憲革命前におけるタイ協同組合の發達

タイ國の協同組合は、一九一六年の組合法 Law of Association Amendment Act の發布により一九一七年に始めてピサヌローク村に設立され、次いで翌一八八年にロプブリー村に設立されたが、とくにこの兩農村が組合試験設立地として選ばれた理由は、中部米作地帯の米倉といはれるこの地方が、華僑商業資本の滲潤により、農民の經濟状態に困亂と窮乏を強ひたため、特にこの地方の生活を改善し、組合を通じて農民の負債を緩和せしめることが、國家經濟の見地よりしても焦眉の問題となつたからである。しかも、協同組合運動に未經驗なタイ政府がこの兩村に試験組合を設立したことは、農業政策の一大轉換を意味するもので、兩組合の成敗は今後の協同組合の發展如何にきはめて重要な問題となつた。

しかしこの兩村における組合の成立がある程度成功を収めたので、翌一九一九年には一組合が新設され、爾後一九二二年迄六〇組合に増設されるに至つたが、その中三三組合はロプブリーに、二組合はバイン・バインに、他の二五組合はピサヌロークに屬し、ロプブリー組合は組合員數六一七名、資本金二四八、二四六バート、即ち一組合における組

合員數は約一八名、一人當資本金四二〇バート、バイン・バイン組合は資本金一三、〇一〇バート、即ち一人當四二〇バート、ピサヌロークの組合は、總組合員數五四九名、資本金八三、四三四バート、即ち一組合當組合員數二二名、一人當資本金は一五二バートであつた。

かくの如く、組合の資本金にかなりの開きが見られるのは、各農村の經濟状態の特殊性によるもので、例へば、ロプブリー農村においては貸金の返済が圓滑に行はれ、農民經濟力の著しい進歩が看取されるに對し、ピサヌローク及びバイン・バイン二村においては組合の成績は餘り香しくなかつた。しかし貸金の返済状態のみから組合の成績を判断することは必ずしも妥當ではなく、その年の收穫の豊凶にかなり強い制約を受け、洪水、旱魃等の自然災害に見舞はれた年は、組合の經濟状態はもつとも悪く、組合員の返済等も緩漫となる傾向にあるから、必ずしも組合員の經濟力の疲弊を證左することにはならない。蓋しロプブリー村はここ數年の全國的災害にも不拘、もつとも良收に恵まれ、銀行よりの拂戻が順調に進捗し、基金の一部は組合の増設に割當てられた程であつたが、ピサヌロークの農民は數年來の農作不振によりもつとも疲弊し、新來住者も少くなく、組合新設後の二十年の收穫も最悪であつた。従つて組合員は、華僑高利貸より高利にて融資を仰ぐ代りに、組合より低利資金を借り得るとしても、組合に保證を提供し、毎年利子を支拂ふ必要があつたから、農民の組合利用は著しく減退した。

しかし、成立後一時盛況を辿つたロプブリー農村は、一九一九年の旱魃により甚大なる打撃を蒙り、組合員の一人當糧生産高は、平年の二五サタンに對して八サタンに低下し、さらに翌年には五サタンを割るに至つたが、ピサヌローク村は、煙草、棉、甘蔗等の栽培は完全に破壊されたが、米作が比較的良好であつたため、ロプブリーより組合の成績は遙かに好轉した。かくの如く旱魃による恐慌がタイ農村に如何に甚大な打撃を與へたかは、一九一九

年迄二億萬バート弱即ち總輸出額の八割を占めてゐた米が、一躍三割臺に激減したことによつても明らかであらう。しかしかかる年における農民の窮乏を打開することが組合の本務と考へられるのである。ともあれ、組合員の負債返済率が一九年の六・二五%より二〇年に五・八〇%に低下し、以後二一年に一五・〇七%、二二年一六・〇二%、二三年三〇・二六%と好調を辿りつつあることは、組合の發展の兆といひ得る。

前述の如く、協同組合は、一七年の十三組合より二〇年迄年々増設されたが、一九年の組合の不振により新設が差控へられ、農民の經濟状態が恢復し、負債償還が圓滑に進むと共に、二三年以後組合は續々新設されることとなつた。即ち、一九二三年には、五組合(資本金一人當四七三バート)がロプブリーに設立されたが、その中バイン・ノーイン・ラーオ Ban Nong Lao 組合は、一九一九年に一〇組合員と二、四〇〇バートの資金でもつて創設されたものであるが、一〇名の中七名までが北部鐵道沿線のピチットに移住したため、組合が自然解消となつたものである。數年前これら七名のもがピチットにおいて新たらしい耕地を獲得したが、當時ロプブリー地方の地價がきはめて低廉であつたため、移住後も耕地を賣却しなかつたのであるが、穀價の躍騰に伴つて、地價も急速に高昇したので、ロプブリーの所有地を賣却してその代金でピチット地方の耕地を購入し、その差額で相當の蓄財を行つたものの如くである。

一般に、組合が清算により解散される場合には、豫め登記官吏の精密な調査と解散命令を必要とし、組合の資金は他の組合新設資金として協同組合局に移管することとなつてゐる。

タイ國の協同組合は、組合の經營状態の如何に應じて一級より四級までの各等級に區別され、組合局の關係官吏が

これを定めるのであるが、成立後數年の中に組合の經營が好轉しつつあることは、次の説明によつても明らかである。即ち組合は、二三年には第二級に屬する組合が一より一四に増し、第四級の最惡の組合が一四より九に激減してゐる。次に成績の良惡の甚だし二組合を例示しよう。

(イ) ワット・チャン Wat Chan 組合

この組合はタイ國において最初に設立された組合で、一九一七年には僅か三、〇〇〇バートの資金を有するにすぎなかつたが、二三年の始めには七、四〇七バートの運轉資金と三、五七四バートの準備金を有するに至つた。さらに、二三年にはタイ商業銀行より九、四二八バートの融資を受けたが、二三年には五九%の返済を見たのみならず、その残りの負債は四、五年中には完済できる程である。またこの組合には、組合に全然負債を受けてゐないものが九名もあり、他の組合員も、舊い負債は一應全部完済し、いづれも新たに購入資金を借入したもののみであつた。かくの如く、この組合は設立後僅か七年の間に財政上の基礎も強固となり、協同組合發展の好例の一となつてゐる。これに對して、最惡の組合の實例として、バイン・タ・マップラン組合を見よう。

(ロ) バイン・タ・マップラン Ban Ta Maprang 組合

この組合は、一九二〇年に二八名の組合員と六、五〇〇バートの資金をもつて設立されたが、設立後の成績は組合中でもつとも悪く、數年後も依然最下級に位し、商業銀行より仰ぐ負債は年々増加する傾向にある。かくの如くこの組合の不成績なるは、次の理由によるものと思はれる。(一)本組合が都會地に接近して、農民間の競争が激しく、組合員に協同組合精神が排除してゐること。(二)組合員の中には純然たる農民の外に種々の職業に従事してゐるものが多數加入してゐること。たとへば、棉花、煙草、甘蔗、豆類、等により組合員は多大の収益を擧げてゐるため、比

較的利の少い米作を行ふよりも他の農作物の栽培に従事し、その結果米作地が次第に荒廢する傾向にあつたこと。  
 (三)組合員に經濟的觀念が乏しかつたこと。組合員の收入が一般に少ないといふこともあつたが、都會と接近して生活水準が高まつたため、支出も次第に高まり、組合員の經濟狀態も常に最低水準を辿つてゐたこと等である。しかしこの組合も、一九二三年頃より財政狀態は好轉しきたり、設立後五年目に始めて銀行に負債の一部を返済した。その額は僅か五六四バートにすぎなかつたが、組合局の絶えざる指導と努力とにより、若干ながら好轉に向つてきたことは、タイの協同組合發展上注目すべき事柄である。しかし一般には依然組合員の經濟狀態は餘り香しくなく、利子すら支拂へぬものがあり、組合を單なる金融機關と誤認して返済と同時に脱會するものも見受けられた。

一九二四年には、五組合が三四、六三四バートの資本金でロプブリー村に新設されたが、既設六九組合の經營は創設當初の三〇萬バートで賄はれ、組合より商業銀行に拂戻される度にその額でもつて組合が新設された。しかし、組合運動は最初はいまだ試験的段階にあり、組合員の組合精神を理解するものも少く、組合の財政的基礎が薄弱であることと、組合の増加に伴つて組合事務が煩雜をきはめたため、急速なる發展は期待できぬ狀態である。

要之、自然條件が米作に幸する時は、組合員の經濟狀態も良く、負債の返済も進捗し、返済額に基づいて組合の増設も行はれるが、一旦旱魃洪水等による饑饉に見舞はれた年は、必然舊設組合への貸付は一躍増加し、しかも返済は遅滞し、組合の新設は不可能となる狀態である。たとへば、一九一八年より二二年頃迄は米作も不振で、協同組合も苦境に陥入つてゐた。即ちタイ農村は全國的に饑饉が蔓延し、政府は逆に農民に多量の米を供與して農民の生活を救済する必要があつた程で、組合の返済は全く不能となり、そのために三〇萬バートの殘額も組合維持に悪く消費され基金の缺乏によりその間組合の新設は行はれなかつた。

しかし、一九二五年には八組合が新設され、既設組合も組合員数は一〇七名増加した。その内譯は、ピサヌローク五二名、アユタヤー五五名、また本年だけで八〇名の脱會者(ピサヌローク三六名、アユタヤー四四名)があつた。翌二六年には組合は新設されなかつたのみならず、入會者の八七名に對して一〇九名の脱會者が見られ、二七年に入つてやうやく四組合新設された。

かくの如く、タイの組合は徐々ながら發展するに至つたため、政府も初期の試験的段階を捨てて組合の農村救済に必要缺くべからざる所以を認識して、組合員の生活を向上せしめ、組合の機能を十全に發揮せしめるために、一九一六年の組合法を改正して、一九二八年五月十一日をもつて實施するに至つた。これにより組合は直接經濟大臣の管轄に入れられ、組合發展の基礎が確立された。

組合改正法第六條によれば、大臣は組合法を實施するに當つて、官報を以て登録濟の協同組合に對して差等をつける權限を與へられたのみならず、組合員の加入資格、組合の設立場所等も決定し得る權限を持つに至つた。さらに、官報を通じて利潤の分配を禁止し、登録に關して一切の權限を行使し居ることとなつた。かくて、改正法に基づいてロプブリー、ピサヌローク及アユタヤーの三村が協同組合新設許可地として認められ、同時に農民に對する加入許可も同法に基づいて與へられることとなつた。これにより二八年には、從來の三〇萬バートの外、更に二〇萬バートが政府の口添へでタイ商業銀行より増資され、別に五〇萬バートが準備金として保留されたが、この追加資金の一部は既設組合の經濟狀態を改善するため特定地域の農民に貸付けられ、殘額の中七六、二二〇バートで一〇組合の新設を見た。即ち本年新設の一組合當資金は七、六〇〇バートで、いま迄の最高額を示してゐる。とくに近年組合資金が増加する傾向にあるのは、農民の生活費が上昇し、地價も高騰に向つたため、組合が人的保證よりも物的保證を必要と

したことから、組合員は一層多額の資金を必要とするに至つたものと思はれる。即ち、組合員中のある者は舊負債を整理し、また耕作地を擴張せんがため土地を借入するものもあり、土地が上騰して、これが投機的手段として利用されるにつれ、農民が組合を通じて土地購入を計ることが増加してきた。とくに最近二ケ年間は、ロプブリー村は著しい不作に見舞はれ、農民は自家消費の米や稗までも購入する必要上多額の負債を餘儀なくされた。また、ピサヌロク・バイン村においても、凶作のため負債の返済は悪くなつたため、二八年には自家消費量にも不足する農家のみに貸付けられることとなつた。一九二九年には、タイ商業銀行より更に五〇萬バートの融資を受け、その外一〇〇萬バート迄協同組合局の自由裁量に委ねられた。

従つて組合局は、従来設立地として指定されてゐたピサヌロク、ロプブリー、アユタヤの三村以外の農村にも協同組合を設立するため、各地域の農村の經濟状態を詳細に調査して組合の必要なるや否やを見究め、その結果、中部のアントーン、サラブリー、北部のウタラヂット、ピチットの四村を候補地に指定した。かくて一九二九年には新指定地域たる四村及びピサヌロク、ロプブリーの二村に組合が新設された。一九二九年における新設組合数は三七、設立資金四三六、五〇〇バート、加入組合員五九九名、即ち組合員一人につき八三三バートで前年に比すればやや高額となつてゐる。

また、組合局に委託された一〇〇萬バートよりタイ商業銀行への負債八三七、〇五五バートを差引き、残りの一六萬餘バートが次年度に繰越されることとなつた。それにも不拘、一九三〇年にはタイに襲來した經濟恐慌が協同組合の發展に深甚な打撃を與へ、その結果、組合の増設は不可能となつた。即ち、穀價の暴落は農村の収入を激減せしめ、組合への負債返却は著るしく不活潑となつた。穀價は平年の五割以下に暴落したため、農民は平年の収入を維持する

ためには二倍の増産を計る必要があるが、タイ農村における如く生産技術が極度に粗放であり、耕作資金に低位な國において、これは全く不可能なることに屬する。従つて、一九三〇年には組合より商業銀行への負債返済も滞り、寧ろ既設組合の財政難を救済し、その存続維持を計るため、殘額資金のほとんど全部を融資しなければならぬ破目に陥入り、逆に負債は前年より一〇萬バートも累増するといふ悪成績を示した。かくの如き恐慌時に際しては、とくに組合に資金の積立がないかぎり、組合の新設を見合せるやう政府の方針によつて定められてゐた。恐らく、かかる恐慌に對處する政府當局の周到な政策なくしては、組合の健全な發展を計ることは困難といはなければならぬ。

要之、一九二九年來の世界恐慌の影響を受けて、タイ財政もかなりの打撃を受け、組合資金も急減を見たにもかかはらず、米價下落に伴ふ農耕資金の必要増大により、組合員への貸付は前年のなほ二倍に達したが、農民の經濟状態は收拾の餘地なきまで悪化したため、融資を受けた組合員中にも、負債の返済は勿論利子の支拂すら困難となつたものが少くなく、中部の商品生産の發達した農村においては、土地を抵當に取られ、生活手段を剝奪されるものが續出した。

とくに米作のみに依存する中部農村は、恐慌による打撃はもつとも辛酷で、それだけに組合運動を通じて一層農民の救済を計る必要があるが、(一)タイの協同組合は商業銀行の貸付に依存してゐるため自立性は乏しく、組合資金が缺乏してゐること。(二)タイ政府の財政難により組合に龐大な資金を貸與し得ないこと。(三)組合員の組合への負債返却の遲滞困難、等により、恐慌時における如く農民救済の必要がもつとも大なる時、タイの協同組合は財政的に充分の機能を發揮できぬことが明らかとなつた。政府はかかる現状を考慮して一九三一年に三一萬バートの増資を計るため商業銀行より右額を組合局に融資し、同年には右額の中一五六、四〇〇バートでもつて二二組合が新設された。

その内譯は、アーントーン四、サラブリー七、ピサヌローク二、ウタラヂット九となつてゐる。

以上、一九一六年の組合法により協同組合が設立されてより立憲革命迄のタイ國協同組合の發展について考察したが、當初においては農民の組合に對する關心は意外に薄く、しかも協同心に乏しく強力な組合形成を著るしく阻げてゐたこと。タイ國民經濟の脆弱性により組合は全面的に支持し得なかつたこと。商品取引業者としての華僑が農村を舞臺として協同組合の妨害に相當根強く働いてゐたこと。協同組合が單なる金融貸付を行ふ信用組合にすぎないため、農民の總力を結集した近代農村社會建設の推進力たり得なかつたこと。タイの協同組合活動が特殊の農村に限られてゐたこと。さらに一九一七年より一九二二年迄の早魃による饑饉の發生と、一九二九年後における農業恐慌の發生により、タイ農民の窮乏は一層激しくなり、農民の倒産者は續出し、組合員の返済は滞り、無産農民の組合への加入を阻んだ結果、一九三二年以降における如き協同組合の顯著な發展は、未だ今期においては見られなかつたのである。

第一表 革命前タイ國の協同組合の發達

年	組合數	組合員數	組合利用財産		負債返済狀態		年度末負債總額
			本年貸付額 利	元金及利子 返済率%	負債償還 返済率%	元金及利子 返済率%	
一九一九—二〇	二六	五〇〇	一三三、七〇二	二、九四八	一〇、三三一	六、二二五	一五四、九〇二
二〇—二一	六〇	一、一九〇	一五八、八二五	一五、九一八	一九、一六	五・八〇	三二〇、五二九
二一—二二	六〇	一、一九七	五、四三二	一八〇、六六	五〇、三四九	一五・〇七	二八三、六七七
二二—二三	六〇	一、二〇一	七、五五〇	一五、九九二	五一、〇四八	一六・六二	二五六、一七七
二三—二四	六四	一、二三五	四〇、四七〇	一三、三七九	九三、八一四	三〇・二六	二二六、二〇六
二四—二五	六九	一、二六四	五八、七九五	一三、一二四	六七、〇八四	二二・二八	二二一、〇四一
二五—二六	七七	一、四一四	一四四、一四	一一、九九一	八七、二八一	二五・〇五	二六一、一六五
二六—二七	七七	一、三九〇	四九、三二六	一五、二二四	九二、五三一	二八・四一	二二三、一七四
二七—二八	八一	一、四九一	一、一七、三二四	一四、四四〇	九九、七七八	二七・三四	二六五、一六〇
二八—二九	九一	一、六二九	一九七、〇六〇	一六、九五四	七七、二七〇	一六・一三	四〇一、九〇四
二九—三〇	一二八	二、一五七	四九五、四三	二九、六五一	八九、五五二	九・六六	八三七、〇五六
三〇—三一	一二八	二、三三二	一、七七、〇三三	五二、〇七四	一三一、六三三	一一・三五	九三四、五二〇
三一—三二	一五〇	二、四九八	一、五五、七八六	五八、九六四	三八、四六六	三・三五	一、一〇、八〇四

出所 タイ國統計年鑑一九三七—三九年、四六九頁。

(2) タイ國家主義運動下の協同組合の發達

革命前のタイ農村は、封建的經濟様式を多分に包藏し、強力なる國家の背景を持たなかつたため、農民運動としての協同組合の發達は阻害され、中部農村の米商品化の進捗に伴ひ華僑商業資本の著るしき據頭を見、都市と農村の相剋は益々激烈となつた。新しい農村社會形態として採用された筈の協同組合も、組合の資金難と農民の無理解によりタイ農業近代化の礎材とはなり得ず、僅かに金融機關としての機能を果たしてきた。とくに一九二九年の農業恐慌はタイ農民の經濟力を破壊し、米作に偏倚するタイ國家經濟はその脆弱性を露骨に呈示した。かくて革命の前夜が迎へられたのである。

一九三二年六月二十四日に突如として勃發したクーデターは、タイ・ナショナリズムの據頭を告ぐる曉鐘であり、

革命指導者たる農村出身の青年將校は、紊亂せる王黨政治を倒し、遂に立憲革命を完遂した。かくて革命後の新政府は、タイ國家の政治的・經濟的近代的一統一を計るべく農村復興と半植民性打破にその全力を傾注することとなつた。しかし強大なイギリス資本はタイ經濟の重要部門を獨占的に掌握し、革僑も又國內の生産流通部門に陰然たる勢力を有してゐたため、急速に外國勢力を排撃して國際間の摩擦を生ずるのを危惧し、後者に對しては漸進政策をとり、専ら民族經濟の基調をなす農業問題に向けられた。

これにより協同組合はナシヨナリズムの展開と照應して、民族資本の蓄積、農業生産力の擴充、農民の生活水準の向上、華僑仲介商人の排撃を目的とするタイ農業再編成の主動力となり、政府の強力な支持を受けて著るしき發達を見るに至つた。

一九三二年には組合資金は一躍五〇萬バート増資され、これに基づいて組合設立の範圍を擴大する計畫が樹てられた。しかも組合設立地の選擇は、從來の如く米の商品生産が進捗し、それだけに農民の負債が辛酷な地方にのみ限定せず、各地域の農業的性格を充分吟味してそれぞれに該當した組合を設立し、協同組合の發展と國內全村に及ぼすこととなつた。しかし組合を設立するためには、該地域の農民の人格的信頼と協力精神に基づく健全なる地盤たるを必要とするため、差し當りこの條件に該當する農村として次の諸地域が指定された。

- (イ) 北東部 チェングマイ、チェングライ、ラムブリン、ブレ
- (ロ) 北部 ビヌマローク、ウタラヂット、ピヂット、スワンカローク、ウタイタニー、チャイナート
- (ハ) 中部 ロブブリー、サラブリー、アーントーン、アムタヤー、シンブリー、スペンブリー、バトムダーニー、ノントブリー

(ニ) 東部 チャーチャーンサオ、プラーチンブリー、ナコーン・ナヨク、チョンブリー、ラヨーン、チャンタブリー、トラー

(ホ) 南部 サムット・サーコーン、サムット・ソクラーム、カーンブリー、ラーチャブリー、ベチャブリー

右の指定地域の中、一九三二年には取敢ずチェンマイ、チャーチャーンサオ、ラーチャブリー、ウタラヂット、サラブリーの五村に四一組合が新設された。翌一九三三年には、恐慌によつて窮迫した農民を一層積極的に救済するため、組合統制法を制定した。同法の主要條項は次の如くである。

- (イ) 組合及組合員を救済する方法として三三年改正法を公布し、組合員名義の讓渡に要する費用を除外すること。
- (ロ) 貸付乃至負債の償還に關する組合の統制法を次の如く改正した。
  - (1) 組合員が舊負債を返済し、土地を購入し、農地を擴大するため、多額の金を借り得べき長期貸付は、十五年の据置によつて返済することを要す。
  - (2) 家具、家畜、農具、その他雜品を購入するための借入額は、二〇〇バートを越ゆることを得ない。その期限はそれぞれ目的に應じて一、二、三年と定めること。
  - (3) 年利七分にて組合員は組合に預金することを得、右預金は組合の規定に従つて負債の支拂に使用する外、他の目的のために引出すことを得ない。
  - (4) 右條項のため、組合の債權者たるタイ商業銀行の年利六分を四分五厘に引下げるより許可を受け、組合員に對する長期貸付率も一割二分より七分五厘に、短期は九分に、それぞれ引下げること。
  - (5) 組合の設立資金が國庫からも直接支出し得ることとなつたこと。即ち、協同組合資金が政府の歳費として毎年定額の豫算に計上されることとなつた。

(6) タイ農民の米作は自然條件に過度に依存してゐるため、氣候、降雨量等の良否により制約され、従来屢々旱魃、大洪水等により農業に致命的打撃を與へ、農民窮乏の素因をなしてゐたが、組合よりの資金の適時貸付によつて農民に他日の良收を期待せしめ得るようになったこと。

由來、恐慌と災害の繼起によつてタイ農民の蒙る物質的精神的打撃は酷なるものがあつた。とくに恐慌に際しては米價は一クエンにつき五〇バートが二〇バートと六割方暴落し、一九三二年、三年には三割を割つた程である。しかも農民の収入が米のみに依存するとすれば、米價の下落による農民の困窮は想像に余りがある。これに鑑み、一九三三年組合統制法は誠に適切な措置といふべきで、組合員は従来より低利にて融資を受けて窮迫時の生活を切り抜け、再生産を計り得るのみならず、良收の際は純利潤の一切を組合に預金して資本の蓄積を計ることができるようになつた。これは信用組合の機能の擴大で、従來のタイ商業銀行の外、國庫より直接資本支出を見るに至つたことは、確かに注目すべきことである。かくてこれにより一九三三年には國庫より七〇萬バートが増資され、主としてアユタヤ地方のセナ、バクハイ二村の組合に割當てられることとなつた。

更に、一九三四年には、組合法が改正され次の如く定められた。

(イ) 一九三四年改正法を公布し、本年度末の利潤分配に關する規則を改正し、中央協同組合基金と協同的公共利用基金の二に分けられた。

(ロ) 貸付に對する保證として地券の讓渡規則を改正し、組合への地券讓渡は、抵當權に改めること。

さらに、一九三四年には組合設立資金として國庫より七〇萬バート支出され、タイ商業銀行よりの融資は一五〇萬バートに制限され、これは専ら既設組合の維持に割當てられた。三四年に新設されたところは九地方で、その内譯は

チエンマイ一、ウタラデット九、サラブリー六、アイントリン九、チャーチャーインサオ八、の外、新たにプレー一四、スパンブリー一、ナコーン・ナヨーク七、ベチャブリー二八、合計一一三組合が本年度に新設され、一、五四四人の加入者を見た。

一九三五年には、七〇萬バート増資され、この中一〇萬バートが既設組合の農業施設にあてられ、残りの六〇萬バートは新設組合の資金にあてられた。本年の新設組合数は一一九で、貸付額は五九五、八三五バートに達し、さらに信用組合の外協同土地購入組合が四組バトムダーニーに新設されることとなつた。

以上の如く、タイの協同組合は一九三二年の革命を轉機として目ざましい發展を遂げ、タイ農業の發展に重要な役割を演じつつあるが、組合が單なる金融機關であるかぎり、農村における組合活動も狭い範圍に限られ、農民經濟力の向上はかなりの制約を免れ得ない。トナーは「強力なる協同組合運動とは、單なる金融上の援助のみでなく、宣傳組織、指導、就中教育を要件とする」と述べてゐるが、タイに於ける當面の農業問題としては、饑饉に喘ぎ負擔に悩む農民を救済するより、饑饉の原因たる自然環境を人爲的に操作し、土地を再配分して自作農を奨励し、負債の根因となる社會的經濟的諸條件を是正することが必要である。しかも農業は、單に一個の生産技術であるばかりでなく、また困難な商企業であり、特有の金融、商業上の問題を有するものである。これらの問題を解決しないかぎり、農民は法外な利子の負擔に喘ぎ、浪費多き非能率的な分配制度に苦しんでゐる間は、たとへ農業が驚くべき程の熟練をもつて行はれてゐるとしても、それを生業としてゐる人々は、農耕地として獲ただけのものを商企業者として失つてゐるのである。故に、合理的な組織を樹立して、信用、販賣、購入、保險等の問題を處理し得るに至れば、これによつて生産者を搾取から救へるばかりでなく、さらに一般生産能率を引上げるに役立つ一つの手段を提供することとも

なる。

要するにタイ農村においては、農民の負債が、市場制度の不備による華僑商人の跳梁にあることは多言を要しないであらう。組合より融資を受けるにしても保証となるものを持たない貧農たちは、バトソコク市場において建てられた穀價を知らずして、華僑の言ひ値のまま廉價にて賣却を餘儀なくされ、或は、華僑仲買人が地方の農家を訪れ、居ながら高價にて買ひとつて行くのに信用し、その實穀の秤量をごまかされてゐることを知らない農民がきはめて多い。これらは單なる金融組合としての機能では解決されない問題である。従來の信用組合の如くたゞ低利資金を貸與することが協同組合制度の唯一の恩恵ではない。協同組合を通じて農民を組織化し、協同扶助の精神を作興し、農民の經濟知識を高揚し、米取引機構を組合の責任において整備して行くことも劣らず重要である。さらに、組合員に副作物の栽培を奨励し、農村工業を興す必要もある。かくすることによつて始めて協同組合運動の恒久的發展も可能である。これに鑑み、信用組合の外に協同土地購入組合が設立されたことはきはめて注目すべき事柄といはなければならぬ。

さらに一九三六年には一〇八組合、三七年には一四五組合、三八年には三三五組合、三九年には六三四組合、四〇年には四九二組合の新設を見、本章末掲の統計によつて看取できる如く、一九四一年度には總組合数は二、三六六、加入組合員数は約四萬人に達し、一九四三年七月までに、組合数は三、八五三に達し、その中信用組合は三、六七一で、利用資金は二二、〇〇〇、〇〇〇バートの多額に上り、目下着々發展する傾向にある。

その間、一九三九年には、政府より一五〇萬バートが協同組合局に信用貸され、これにより従來の總額一八三萬バートを再び利用し得ることとなり、前記諸地域の外、ナコーン・ラーチャシマー、プラーチンブリー、シンブリーの三農村にも新設され、既設組合の擴張も大規模に行はれた。とくに注目すべき點は、従來の信用組合の外、土地開拓組合、土地改良組合、購買組合、拓殖組合、協同倉庫、米商組合、商品賣買組合、等が設立され、協同組合運動が農民運動として農村經濟の諸機能をこれに包含するに至つたことは、タイ農業史上新機軸といひ得られるのである。さらに協同組合をタイ國內全農村に普及せしめるため、中部、北部の外、南部のチヌムボーン、トゥラン、スラー、ナコーン・シータムマラート、ソングラー、北東部のマハーサーラカム、ロイー・ユット、ノンカーイ、ナコーン・パノム地方も指定され、農業の多角化と農民の自給化を促進するため、米作の外、甘蔗、棉花等の栽培、製鹽、製織、製洋傘等の家内工業も組合の指導下に奨励することとなつたが、とくに國策會社としてタイ米穀會社が設立されて米の生産集中を掌握し、華僑仲介商人を排除して直接農民と米取引し得ることとなつたのは注目すべきことで、ランパーンの製糖工場の外、製造工業の北部進出と共に、農村經濟の今後の發展は將來誠に注目すべきものがある。なほ、革命後の協同組合の發展は次表において明らかである。

第二表 立憲革命後の協同組合の發展

年	組合數	組合員數	組合の利用財産		組合の返済狀態		負債總額	内 譯	
			本年貸付額	利子	元金及利子返済率	大藏省		タイ商業銀行	貯蓄銀行
一九三一	一八	二、九五	一、五九	六、八〇	四・〇	一、三〇七	一	一、七〇七	一
一九三二	三六	四、八四	一、一〇	六、九六	七・〇	二、〇五八	一	一、七九六	一
一九三三	四九	六、三三	一、五二	七、〇〇	八・〇	二、五三〇	一	一、七九七	一
一九三四	五五	八、〇三	一、八三	七、一七	七・六	三、一六八	一	一、七九七	一
一九三五	六三	九、三三	二、一六	七、二七	七・六	三、一六八	一	一、七九七	一



第一号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第二号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第三号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第四号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第五号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第六号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第七号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第八号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第九号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
第十号	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000

\* 四〇年のみは十二月迄  
出所 タイ國統計年鑑第二〇號及タイ國財政顧問豫算報告書

### 第四章 協同組合の活動状況

協同組合局は、協同組合を設立すると同時に、組合の發展を助長する方法として、毎年監督官吏に組合の營業狀態を詳細に調査せしめ、協同精神がどの程度まで組合員に徹底してゐるか、組合の經營狀態はどうか。さらに組合及組合員の負債返済能力の良否等について、組合帳簿と對稱して審査し、その成績如何によつて、一級より四級までの四等級に区分し、組合の向上を計つた。即ち、右の中第一級に屬する組合は、協同組合中もつとも成績優秀な組合で、(二)は比較的良好なもの、(三)は成績良好ならざるも漸次向上しつつあると認められるもの、(四)はもつとも成績の香しくないもの、で、一九一七年に協同組合が成立されてより、組合の經營が數的にも質的にも進歩しつつあることが、これによつて看取できる。

第三表 組合の等級別動態

年	第一級	第二級	第三級	第四級	他	計
一九二三年	〇	一四	三六	九	五	六四
一九二四年	〇	一五	四一	八	五	六九
一九二五年	〇	一六	四四	九	八	七七
一九二六年	〇	一九	五二	六	〇	七七
一九二七年	〇	一九	五四	四	四	八一
一九二八年	〇	一七	六〇	四	一〇	九〇
一九二九年	〇	一八	六八	五	三八	一一八
一九三〇年	〇	一九	九六	一三	〇	一二八
一九三一年	〇	一七	九七	一四	二二	一五〇
一九三二年	〇	一七	一〇五	二七	三三	一八三
一九三三年	〇	一三	三〇九	三	三三	一八三
一九三四年	〇	一九	四一六	四	〇	四三九
一九三五年	〇	二六	五三四	二	〇	五六二

出所 「レコード」一九三三—一九三七年より筆者作成

なほ、新設の組合は、設立の年は原則として右等級から除外され、その翌年より成績如何によつてそのおのの等級が附せられることとなつてゐるが、右表の如く、タイの協同組合には、第一級に屬する優秀な組合は一つもなく第二級に屬する組合といへども、一九三五年に僅か五%にも達してゐないことは、組合設立後いまだ、その歴史も淺

く、組合員の協同的精神にも缺くところがあり、播種期を脱してゐないことが看取できる。しかし、農業恐慌により辛酷な打撃を蒙つた一九三〇—二二年は別として、第四級の組合が第三級に昇格しつつあることは、タイの協同組合が政府の奨励策と呼應して緩漫ながら向上の跡が認められ得る。

上述の統計は一九三五年までで、それ以後については統計の基礎を缺き、その詳細を明らかにし得ないが、立憲革命後の政府の農業發展計畫が組合の財政状態に直接反映するに至つたのは、一九三五年以降であるから、前章の論述から推量して、タイの協同組合の飛躍的發展はそれ以後のことに屬すると考へられる。例へば、組合の負債状態を年次別に考察すれば、一九三一年より一九三六年頃までは八%以下で、組合設立後の最悪の返済率を示してゐるが、一九三七年には一〇・九九%、三八年には一二・七三%、三九年には一六・五八%、四〇年には一七・三四%と向上の一路を辿つてきてゐる。

以上の如く、タイの協同組合が播種期において異常の不成績を示してゐる理由は、組合員の移動が激しく、多数の組合員が老齡又は死亡により脱會して年々負債を有する新組合員が加入することにもよるが、更に重要な原因は、組合運動が未熟な當初においては、農民の組合の眞義を理解するものが少く、協同精神が農村に充分徹底してゐなかつたため、組合を單なる金融機關と考へ、負債を返済し、最早組合を利用する必要がなくなれば直ちに辭職するといふ風に、組合が負債に縛られた農民の占據するところとなり、比較的裕福な農民は組合に加入することを潔しとしなかつたためであらう。たとへば、一九二三年に二四名の脱退者があつたが、これらはいづれも、組合の恩恵に浴する必要のなくなつたもの、協同組合の精神を正しく理解してゐないもの、のみであつた。

かかる傾向は一九二六、七年頃まで續いたが、組合運動が軌道に乗るにつれ、この種の脱會者は漸次減少し、組合

精神がようやく農民の間に徹底してきた。

また、組合よりの脱會者中には移轉により止むを得ず脱會したのも少なくない。即ち、一九二三年には、ロブブリのある農村においては、耕地が大被害を受けて疲瘦し、その結果一組合の解散を見、他の農村においては、耕地を賣却して地方に離散したのも若干見受けられた。翌二四年には人口過剩地の農民が一部新耕地を求めて移住し、その種脱會者はこの兩年に相當數に達した。除名により脱會を餘儀なくされた組合員は、前記の脱會者に比すれば遙かに少いが、一九三一年には賭博行爲により起訴されたもの、正當な理由なくして組合の出席を拒み、或は組合資金を横領して支拂不能に陥入り、その結果組合を脱會したものが九名に上り、翌三二年には、組合以外より無断にて借借し組合の規約に違反したため除名處分を受けたものが一〇名に達した。(第四表参照)

蓋し、本章の始めに述べた如く、組合の經營状態の劣悪と業績の不振は、加入組合員の素質性格の如何に依據するもので、自發的脱退者、除名者の大半は、利己的な協同心の薄い一部農民で、組合の中にかゝる個人主義的な異分子が介在することによつて組合の圓滑な發展が阻害され、組合の信用にどれ程の影響を及ぼすものであるか多言を要しないであらう。組合は自己を利せんとするものみの組合團體ではなく、國家經濟の見地からお互に犠牲し合ひ、眞の協力的な組合によつてこそ、組合員の福祉も計られ、よりよき生産、よりよき生活も確保されるのである。タイ國民經濟の下部構造としての協同組合は、組合員の献身的協力なくしては不可能であらう。

第四表 組合員中脱會者の動態

年	辭職	死亡	移轉	除名	計
一九二二	二四	二二	一八	四	六八
一九二三	二四	二二	一八	四	六八

二四	五五	二二	二五	九	一一	二八
二五	三七	二七	九	七	八〇	
二六	四六	三七	二〇	六	一〇九	
二七	二九	一五	一九	三	六六	
二八	二八	一八	一四	七	六七	
二九	三五	二一	一三	二	七一	
三〇	三六	二三	一三	四	七六	
三一	一七	二八	八	九	六二	
三二	一三	三三	六	一〇	六二	
三三	一	一	一	一	一	
三四	二一	一八七	二一	一〇	二七六	
三五	一四三	四七	九	一一	二二〇	

出所 前掲に同じ

上表によれば、一九三五年における設會者数は二一〇名であるが、この同年の組合員總數は八、〇一三名と比較すれば、三%弱で、この數のみからは、大した問題とはならないが、組合員中幾人の不心得者があつても組合の業績に直接に反映するものであることは論を俟たぬところである。

### 第五章 協同組合の種類

第三章において協同組合の發展を概観し、とくに一九三二年以後組合數、組合員及組合の活動範圍も飛躍的に擴大し、いまや協同組合はタイ農業社會の構成要素として、タイ戰時經濟の完遂に重要な役割を演じつつあることを述べたが、かくの如き數的發展に不拘、組合の財政的經濟的基礎は、農民の物質的精神的能力の缺除と、それをカバーすべき強力な民族資本の貧困に相應して第四章において考察せる如く、タイ協同組合運動は多分にその制約を免れなかつた。即ち組合は設立當初においては、負債農民を救済し、農具、肥料、種苗を購入する資金を貸付ける信用組合にすぎなかつたため、生産——流通部門を掌握する強力な機能を發揮し得なかつた。しかるに一九三三年に始めて政府は國庫より直接資金を放出して組合の信用強化に乘出すとともに、信用組合の外、各種協同組合を設立してその機能を著るしく擴大した。これは蓋しタイ協同組合史上劃期的現象といはなければならぬ。

今日、農村協同組合員として注目すべきものに、從來の信用組合の外、消費組合、米商組合、農工組合、耕地改良組合（灌溉組合）、土地共同購入組合、拓殖組合、鹽業組合の七組合即ち合計八組合あるが、これらの組合はいづれも農村において独自の機能を營みつつタイ農業に重要な役割を演じつつある。

以下各組合の發展概況及機能を述べ、これがタイ農業建設上いかなる地位を占めてゐるか明らかにしよう。

(4) 信用組合 Credit Society

これはタイ協同組合の原型をなすもので、前述においてその大様は明らかであるが、他の協同組合との相違を明らかにするため、信用組合の機能を要約しよう。

- (一) 組合員の舊負債を返済し、農業生産力を高揚するため農民に融資の便を計ること。
- (二) 農産物の價格を維持するため、適當な市場を開拓すること。

(三) 農業生産力の発展を促進するため、種籾の選定、野菜の栽培、家畜の飼養を奨励すること。

(四) 協同精神、即ち組合員の相互扶助の精神を育成し、農村經濟の圓滑な發展を計ること。

(ロ) 消費組合 Consumer's Cooperative Society (協同店 Cooperative Store)

タイにおける各農家の商品購買力をアンドリューズの實態調査により考察すれば、中部農村におつては支出の四二%を、北部、南部、北東部においてはそれぞれ五一%、六二%、五六%を日常品の購入に充ててゐるが、農業支出を除けば、日常雜貨用品の購入額は、家計の大半を占めるもので、シンマーマンの推定によれば、タイ農民の購買額は實に六、七〇〇萬バートに達してゐる。しかも農民数はタイ人口の九割近くを占めてゐるので、都市の一部消費者層を除けば、農民の購買力はタイの總購買力を代表するもので、國內流通機構を整備して農民に廉價に商品を賣却することが國民經濟上重要な問題となつてゐる。しかるに従来より國內の商品流通機構は華僑の專掌するところで、華僑は商業網の獨占を利用して、日常品を高價に賣り付けて暴利を收めてゐたのみならず、農民の支拂能力の乏しいのを見越して商品を前貸して高利貸的搾取を行ひ、或は貸金の代金として粗米を廉價に回収し、甚だしいのは四、五月頃農民のもつとも窮乏した時青田のまま買ひとり二重にも三重にも農民を搾取し、農民貧窮化の要因をなしてゐた。

かくの如き農村に介入する諸障害を除去し、國內流通機關をタイ人の手に回復し、農民の生活水準の向上を計るため消費組合を設立し、農民の購買に便義を與へることとなつた。消費組合は、最初は政府の出資によつて設立され、漸次組合員の出資を仰ぎ、廉價に商品を販賣し、年度末に會計検査が行はれて利潤の一部は組合員に配當する仕組となつてゐる。また農産物を市場價格にて公正に販賣するため、組合員の希望に應じて消費組合において米を貯藏し、農民の米穀捨賣を防止する方策も講じつつある。即ち、農村におけるこれらの協同店がもし卸商と直接取引を行ひ、

仲介人を排除し得るようになれば商品價格が遙かに安くなり、組合及組合員を裨益するところは少くないであらう。

本組合は一九三六年に始めて設立され、翌三七年には六組合に増設され、一九四一年三月現在三八組合に達し、今後益々増加する見込となつてゐる。

(ハ) 米商組合 Producers' Marketing Society

従来米商品化の方法は、これを直接バンコクに輸送しないで、買付けにくる華僑仲買人に非常に廉價に賣却してゐたので、農民に多大の不利益を與へてゐた。しかし、それにも拘らず、農民には輸送手段もなく華僑以外に農家に向いて購入してくれる機關もなく農民自身がバンコク市場に輸送することはあらゆる意味において不可能であつた。従つて農民は不當の廉價にて買付けてくれる華僑に依存するを餘儀なくされてゐたのである。しかしこの種の障害を除去するため新たに米商組合が設立され、前記消費組合と共に、協同組合の流通機能を擴大したことは注目しに値する。

米商組合には、組合員の米を貯藏する倉庫が設けられ、米價の騰貴を見計つてこれを賣却できることとなり、もし農民がその間に金を必要とする場合には、該米の七割限度にて前借できる便宜も與へられた。またある場合には、組合員以外の農民からも所定の手數料を徴收して粗米の購入賣却を行ふこととなつたが、組合にとつては利潤を收めることが必ずしも本来の目的ではなく、組合の活動範圍を擴張することによつて、組合の經營を容易ならしめ結局組合員の利益を増進せしめることに役立つのである。

従つて、もし農民が米を賣却せんとする地域に米商組合が設立されれば、米價は安定した値で取引され、農民の經濟に及ぼす効果は決して少くない。

米商組合は、既に農村信用組合も設立され交通機関のかなり便化せる農村を選んで、一九三八年に新設され、その後着々その数を増して一九四〇年には、四六組合四一年三月末現在四七組合を算するに至つた。蓋しこの組合こそ、華僑仲介人の勢力を排除するための最適切の機關にして、協同組合發展上劃期的役割を演ずるものと言ひ得る。

しかし現在ではこの種組合は、米粃の販賣を扱ふ前記米商組合の外、一九四〇年には椰子糖組合が設立され、漸次他の農産物、家畜等の販賣組合も設立される運びになつてゐる。

#### (II) 農工組合 Producers' Industrial Society

タイの北部自給經濟を營む農村におつては、農民は米作の外、織物、籠、傘等の必需品を副業として生産し、これを自家消費に當ててゐるが、これらの手工業はきはめて小規模のものであり、原料難、技術の低劣、資本の缺除、餘剩商品の販路の封鎖等によつて見るべき發達を示してゐない。これに對して、中部農村においては米商品化の躍進と外國商品の大量輸入と相俟つて手工業は加速度的に衰退を示し、農民の都市商人への依存を餘儀なくされた。

しかるに、近時政府の鼓吹する國內經濟の自給體制確立に即應して、農村に残存してゐる各種手工業の復興が試みられ、その結果農村における手工業者を統合する農工組合が設立され、タイ工業化の第一歩を踏み出した。

農工組合は一九四一年に始めて設立されたが、この組合の目的は、織物業者、製傘業者等の同職の國內生産者を統一して有限組合を組織し、これを通じて大量に原料及生産資材を購入して生産費を安くし、以て品質の向上と需要者の増加を計り、卸商としてバンコック市場に直接生産物を販賣することにあるから、従來の小生産者より遙かに大なる利潤を収めることができ、華僑仲介者を排除してタイ國民經濟に寄與するところも少くない。現在は農工組合としては、織物と製傘の二組合があるにすぎないが、近き將來他の手工業組合も増設される豫定となつてゐるから、タ

イ農村經濟における工業の占める地位は益々大となつてくるであらう。

#### (ホ) 耕地改良組合 Land Improvement Society (灌漑組合 Irrigation Credit Society)

既に第一章において述べた如く、農民の窮乏と農業生産の停滞性は、その原因の一部を少くとも、天候の激變に基づく旱魃、洪水等の災害に負つてゐることは多言を要しないところである。蓋し、タイ農業地帯の降雨期は一般に五月より十月にかけて繼續するため、稲作は主として夏季に行はれ、十一月の終りから十二月にかけて收穫されるが、氣候の年變化は毎年截然と行はれるものではなく、降雨量の過多又は過少が稲作に及ぼす影響も少しとしない。例へば、一九三〇年以降の災害状態を看取すれば、一九三〇年には八・六%、三一年一六・五%、三二年六・三%、三三年七・一%、三四年二二・一%、三五年二二%、三六年三一・七%、三七年一三%、三八年一%、三九年一一・三%、四〇年一五%、と平均して二三%以上の災害率を示し、一方、農耕技術の粗放と合せて米の一ライ當收穫高は四ビクル以下といふ低調を示し、好適した自然條件がかへつて國民經濟上の根本的缺陷の一となつてゐる。加之、米は成育に當つて約一、八〇〇耗の水量を必要とするが、中部農村の降雨量は一、二〇〇耗以下で、この點からも、メナムの河水を利用し、降雨を貯水する施設を開き、水量の不足を是正する必要がある。これがため、タイ政府は二〇世紀の初頭より所謂ワード案により中部農村の灌漑化に乗り出したが、その實施地域が一部農村に限定されてゐることと、灌漑を利用するにも農民に課せられる負擔は餘りにも過重で、實際的には農民に幾許の利益を與へ得るや疑問なしとしかかつた。かくてこの弊を除き、零細農民にも灌漑施設を利用せしめるため、同一農村内の農民によつて灌漑組合が設立され、政府の財政援助の下に、災害の防止と生産力の増強を計ることとなつた。

蓋し、灌漑組合の果す役割の大なるは論ずる迄もなく、いままし、數千ライの農耕地が水の過・不足によつてその

生産を著るしく阻害したとすれば、これに依存する數千人の農民はなん等施すにもその術なく、徒に天を仰いで拱手嘆息するより外ないであらう。かゝる農民を常に餓死線に彷徨せしめるやうな不安な状態におくことは國民經濟上由々しき問題で、一日も早く、灌漑等の適當な機關を設けて國內全農村に及ぼす必要があり、また、これにより高地の米田化、既耕地の二毛作、三毛作も可能となつてくる。現に組織的に灌漑されてゐる農村が、灌漑のない農村に比して遙かに高率の收穫を擧げてゐることは、統計によつても明らかに證明されてゐる。

この組合は一九三八年に始めてアナタヤに設立され、組合員の勞働力と資本により堤防、水路等が建設され、灌漑用機械も据付けられ、農民は自由に灌水又は排水できるやうになつた結果、收穫高も二倍以上に増收し、農民の要望も高まつた結果、四〇年末には一〇組合に達し、目下着々と計畫されてゐるが、世界大戦後、灌漑用ポンプの輸入が杜絶したため、やや困難な状態に直面してゐる。

#### (二) 土地共同購入組合

該組合は一三五年末に始めてクローン・ランシット地方に四組合設立されたが、組合は設立に當つて政府より四、一〇九ライの土地を購入し、これを細分して廉價にて農民に利用せしめ、一五年間の貸貸によつて農民にその所有權を歸屬せしめる仕組となつてゐる。また、無一文にして繼續貸借できぬ農民も、短期間これを使用できる特別の便法が講ぜられた。更に、組合は農民に滞りなく貸借料を支拂はしめるよう前記米商組合の業務をも兼營し、二重の効果を發揮することとなつた。

#### (三) 拓殖組合 Agricultural Colonization Society

タイ國の土地配分の不公平なることは次の事實によつて明らかである。即ち、全國の平均を見れば、一方籽當人口

密度はきはめて低いが、ある地方においては著るしく人口過剩の農村も少なく、裕福なりし農民も分割相續制により幾代かの後には土地が子孫の間に細分され、經濟的にも次第に窮迫し、土地を喪失するものも屢々見受けられる。これに對して、交通の不便な邊境地の農村においては、耕地に比して人口密度は相對的に過少で、肥沃地も未耕のまま等閑に附され、いまだに焼畑式の原始農業を營むところ少しとしない。

かくの如き農村人口の偏在を是正し、零細な土地所有者及小作農を救済し、全農民の自作農化を計るため、政府は一九三八年にチェンマイ地方に拓殖組合を設け、さらに同年末までに四組合に増加し、翌三九年には一三組合に達した。更に密集地の自作農及び小作農を多數北部に植民せしめ、政府の保有する七、四〇〇ライの耕地をそれぞれ移住農家の大きさによつて分配し、米作の外副業として、煙草、玉蜀黍、棉花、豆類等の有利な作物の栽培を促進せしめるため、森林を切開いて開墾し、灌漑等の便も施すこととなつた。更に一九四〇年には、該農村に煙草製造工場も設け、農産物を貯藏する倉庫も設立された。

この拓殖計畫はさらにスコートタイ地方の棉花地帯において着々と進められ、政府より二〇〇、〇〇〇ライの土地の提供を受けて農漁局 The Department of Agriculture & Fishery の直接指導の下に先づ一九四一年四月末には六、〇〇〇ライの土地が開墾され、二〇〇人の農民が其處に定住することとなつた。しかしタイにはいまだ開墾されてゐない耕地が多分に残されてゐるため、拓殖組合の今後の發展は益々重要なものがあると考へられる。

なほ、組合員に貸し與へられた新開墾地は、組合に負債を完済し、運河、道路等の設立費の負擔部分を政府に支拂ふことによつてその所有權を組合員に歸屬せしめることとなつてゐる。

#### (四) 鹽業組合 Salt Colonization Society

タイは蛇々二、〇〇〇軒の海岸線を有し、海水を鹽床に流しこみ、これを蒸發させるのみで利の多い製鹽業を行ひ得るといふ好適した自然條件を具へてゐるにかかはらず、從來これを營むタイ人は極めて少なかつた。これに鑑み、タイのこの重要産業をタイ人間に普及獎勵せしめるため、沿海地方の住民に製鹽に従事せしめる必要上該組合が設立され、サムット・サーコーン地方の土地六〇、〇〇〇ライが提供された。かくて一九四〇年末迄に五七家族即ち三〇〇人の農民がこの目的のために移住しきたり、商業的基礎の下に製鹽が廣く行はれることとなつた。

組合局の最近の報告によれば、サムット・サーコーン地方においては總分のきはめて多い良質のものが産出され、一年に一六、五〇〇バートの收穫が得られた。さらに十年間計畫で六〇、〇〇〇ライの鹽田を開く計畫が進められ、最近の中に四〇家族がここに移住することとなつてゐる。

以上述べた如く、タイの協同組合は單なる金融機關としての機能を越へて、農村經濟の全活動分量を包括する組織にまで高まつて行つたが、協同組合が健全なる發展を遂げるためには、何よりも尨大な資金と組合員の圓滿な人格と協同精神を不可缺の要素とすることは論を俟たぬところである。

先づ資金に關しては、政府は組合設立のために内債の中二千萬バートを融資することとなつたため、その懸念は差し當りなくなつたが、將來協同組合が大規模に發展して行くためには資金の悩みは決して絶無であるとは云ひ得ない。今日タイ協同組合にとくに重要なことは組合員の人格と信用である。とくに農民の知育を向上せしめることが國民經濟上に肝要であるため、政府に組合員を監督指導し、協同心を育成するやう努力を拂つてゐる。また別に有能な技術指導者を養成する方法として、最近では組合員のある者に、二ヶ年間チェンマイ地方のマエ・チョオの學校で教育を施し、さらに三ヶ年間バンケンケーンの農業大學に就學せしめる便宜を計つてゐる外、バンコークにも農業大學を

設立して農業専門家の養成に全力を注いでゐる。

## 第六章 組合員の經濟力の分析

以上各章において協同組合運動の展開について概観し、組合運動のタイ國民經濟において占める役割について強調してきたが、本章においてはその觀點を改めて、組合員の經濟力を分析し、農民の經濟力とくに農業生産力が組合運動を通じていかに變化しつつあるか、専ら組合の個々の組合員に及ぼす影響について検討を加へて行くつもりである。もとより、協同組合の本義とするところは、組合員個々の力では成し遂げられない農業上の技術的資本的改善を組合といふ集合的力でもつて行ひ、生産力の發展を阻害する諸根因を解放し華僑の仲介的勢力を排除して、農民の物質的精神的福祉を増進することにあるから、かくの如き目的の下に設立された組合が組合員の經濟力にいかん反映するかは看過できぬ重要な問題であると共に、組合員の經濟力の高揚と素質の向上は國民經濟の見地よりしても忽せにすることはできない。

しかしタイ農業經濟を適切に分析し検討した文献は殆どなく、恐慌前後に行はれたジンマーマン及びアンドリューズの農業調査といへども、タイ農業今時の實狀を類推するには餘りにも不十分である。しかも右二調査はタイの不況時に行はれたものであり、しかも選擇調査なるため、同年同地域の組合員と一般農民の比較をそれぞれの統計比較によつて結論することは餘りにも輕率であり、前記兩調査の方法が一農村内の選擇農家の平均値を統計に寫したものであり、この中には少數の大地主及び自作農と大多數の土地無所有の小作人が含まれてゐるため、現れた數字だけでは農村文化の過程を充分描出してゐないし、筆者の本章において依據する組合員の統計も、組合員の大部分が大農であ

るか小農であるかによつてその数字を異にするので、兩者の比較によつて結論を引出すことは避けなければならない。従つてわれ／＼は以下において、クレドナー氏及び右兩農業調査を充分に参酌しつつ、組合員自身の年次の發表を各農村において考察するより外に方法はない。

(イ) ビサヌローク農村

ビサヌローク村における協同組合は、タイでも最もその歴史が古く、メーナム流域平野の北部中心をなす同農村は早くより華僑商業資本の侵潤を受けて商品生産は進捗し、農民の負債は辛酷なものがあつた。従つて組合運動は同農民において焦眉の問題となつてゐる。

年	組合員數	一人當耕 地面積 (ライ)	一人當 收穫高 サタイン	商品化率 (%)	同年始負債 (ペー)	本 年 負 債 率 (%)	同 返 濟 率 (%)
一九二二	五五〇	一五	二七・〇四	六〇・〇五	—	—	—
二二	五三八	一六	二五・〇八	五七・〇	—	—	—
二四	五〇六	一五	二三・二九	五八・〇	—	—	—
二五	五二〇	一六	二二・八五	四五・〇	—	—	—
二六	五〇九	一九	二三・九三	五九・一	—	—	—
二七	五二二	一九	二三・七八	六〇・〇	—	—	—
二八	五六五	一九	二二・四六	二五・五	—	—	—
二九	五六九	二二	九・五三	二〇	八三、〇三一	—	—
三〇	五九六	二四	一七・〇	四七・五	一一九、四七一	三一	一九

出所 タイ國統計年鑑、及レコード一九二二—一九三六年

要之、ビサヌローク農村における組合員は一九二二年の五五〇人より一九三八年には八三四人に増加し、組合局よりの融資金も急増し、これを耕地の購入、負債の返還にあてて農民の一人當耕作面積も一九二二年の一五ライより三五年には二〇ライに増加した。かくの如く耕作地は何よりも先づ農民の投機の對象となり、農民は貧窮時には耕地を賣却して生活の維持につとめ、好景氣の時は耕地の購入擴大に努める。従つて組合よりの組合員の貸付に相應して直ちに組合員の耕作面積に影響を持つ。しかし農民は農業技術については比較的無頓着で、人口灌漑及施肥を最少限に利用し、收穫の遞減は専ら耕地の擴大によつて再生産の維持につとめるから、信用機關の異常な發展に不拘、ビサヌローク村においては自然條件及社會條件に對する抵抗はタイ農村でも最も弱く、前表の如く二四年の災害により二五年には收穫高は半減し、更に農業恐慌の影響を受けて一九二九—三二年には低調を辿り、米の商品化率も二九年には僅か二%、三二年には五・五%と最低を示した。かくの如くビサヌローク村組合員の經濟力の不振は、組合の



負債額の増加と、返済力の低下によつて一段と明らかである。即ち負債額は一九二九年の八三千バートより漸次高昇して三八年には二九千バートに達し、一方組合員の返済状態は一九二九年の二九%を最高として爾後ものすごい低調を示してゐるのは農民の経済力が依然窮迫してゐることを立證してゐる。

次にピサヌローク村において注目すべき現象は米商品化の減少である。即ち米の商品率は、一九二二年の六割を最高として漸次低下し、ジンマーマンの統計による一般農民の商品化率に比して遙かに低率を示してゐるのは、一般農民に對しては華僑の魔手が強く働いて、農民は自家保存米の一部を割出せしめられるに對して、組合員は生活に喰込む程の米賣却を欲しない。加之、農民の米作偏倚を是正し、農家の収入を確保せしめるための組合の多角化政策により、農民は米作への専業を捨てて、手工業及び副作物の栽培に乗り出した結果、米の收穫は減退し商品化率も遞減の傾向にある。この事は次表によつて一層明らかである。

ピサヌローク村における組合員の收支概況

年次	収入		支出	純益
	バート	%		
一九二二	一六四	六三	七八	八六
二三	一六八	六四	七七	九一
二四	一八八	七〇	六四	一二四
二五	一二九	五三	七一	五八
二六	一九五	六七	七九	一一六
二七	二一九	七〇	八二	一三七

二八	九六	三五	六五	七二	二四
二九	一三三	三六	六四	八五	四七
三〇	一二三	四一	五九	九四	二九
三一	八七	三四	六六	七四	一四
三二	六四	二五	七五	五八	六
三三	四八	三一	六九	五一	(一)三
三四	一〇四	六七	三三	五九	四五
三五	六六	四八	五二	六六	一

前表は組合員の家計概況であるが、農民は主たる収入を米に仰ぎ、棉花、煙草等の副作物及び手工業製品の賣却によつて収入を補つてゐる。しかし米作の豊凶と米價の高低は毎年激しく農民の經濟に影響し、米収入の減少は總収入にも影響し、支出も減少して農民經濟力の疲弊となつて現れるから、農民が米作の再生産を維持し、毎年一定の利潤を獲得するため、米作の外副業に乗出す必要がある。現に副収入は米収入を凌駕する勢にあるが、協同組合の農業政策上注目すべき事柄である。なほ一九二七年の純益一三七バートを最高として翌年より純益の激減を招來したのは、全く恐慌による米價の暴落の結果で、一九二八年迄は一クエン當り粗米は四〇―五〇バートを常に維持してゐたが、三〇年には二〇バートに下り、三一年には一六バート、三二年には六バートと農民經濟に深刻な影響を及ぼした。前章において述べたタイ信用組合の総合的組合への發展は恐慌の打開を直接の契機とするものである。しかし組合員の經濟状態が恐慌時に際して一般農民より悪かつたかどうか、次表にジーマーマン一九三〇年の統計と比較して見よう。

中部農家の收支概況—一九三〇年

階位	總支出	中、投資	純支出	收	損
	バート	バート	バート	バート	バート
(一)	八四三	二〇二	六四一	六九八	五九
(二)	三九〇	五七	三三三	二九五	(一)三八
(三)	二二七	二〇	二〇七	一八九	(一)一八
(四)	一九七	二一	一七六	一三五	(一)四一
(五)	一六〇	四	一五六	七八	(一)七八
平均	三六四	六一	三〇三	二七九	(一)二四

出所 ジンマーヤン著、二二九頁

即ち、前表の中、(一)は最上級の農民、(五)は最下層の農民である。これによれば、一九三〇年の恐慌による打撃を免れたのは最上級の農民のみであり、零細な農民程多く損害を蒙つてゐる。これを同年における組合員の収入概況と比較すれば、協同組合が農民救済策として米商品化を強制するよりも寧ろ自給化を促進せしめることにあるから、收支額はジンマーヤンに比して低いが、よく一定の収益を擧げて健全な家計を営んでゐるといふことができる。

次に土地と共に農民にとつて缺ぐべからざる重要な生産手段は農耕用の家畜であるが、零細多数の農民にとつては土地は勿論、農畜を購入飼養することは容易なことではない。とくに、タイの如く熱帯氣候を具へ、降水旱魃の激しく屢々メーナム平野に氾濫が襲来するところでは家畜の死亡率も高く、農民は飼畜にかなりの困難を感じつつある。いま、一九二四年におけるピサヌローク村組合員の家畜購入費を種子、農具、土地等と比較すれば、家畜三七・五%

種子五六%、農具六%、土地〇・五%で、家畜の購入は種子とともに農業支出の大半を占めて如何に重要であるか窺はれよう。しかし、家畜は毎年死亡又は逃離によつて喪失するので、農民は再生産上家畜の購入補給を餘儀なくされる。

即ち、組合總體の家畜の變動を考察すれば、一九二六年には五〇〇頭が牛疫によつて死亡したが、その大半は水牛で、一頭當價格を五〇バートとして二五、〇〇〇バートの損害を示し、組合員の農業經營に多大の支障を與へた。越へて二七年には、牛疫による家畜喪失数は四四五頭で、盗難による五六頭と合せて五〇一頭に上り、三一年には流行病により四六一頭が死亡し、八二頭が盗難を受けた。三二年には死亡五〇九頭、盗難一七二頭に達し、家畜の喪失は年々激しさを加へつつある。いまこれを一九三二年のピサヌローク村において見れば、死亡數二四八頭、盗難又は逃亡八七頭計三三五頭で、國內でもピサヌロークはもつとも高率を示してゐる。

これに鑑み、政府は協同組合を通じて流行病の撲滅に細心の注意を拂つてゐるが、そのみでなく、農業生産力を積極的に増強せしめ、經營の集約化を計るため一層牧畜を奨励し、農民の所有畜數を増加せしめる必要がある。

右、組合員の家畜移動はジンマーヤンによる一般農家の家畜動態と對比しても明らかである。即ち、ジンマーヤンによれば、一九二九年におけるピサヌローク村の年初家畜數は一戸當一〇・五頭、年末家畜數九・一八頭、一年間の増加數九・一八頭、中病死によるもの一・〇六頭、逃難〇・一二、賣却二・五六、その他一・六〇となつており、農家の家畜頭數は一年にかなりの増加率を示してゐるが、喪失數もかなり多數に上つてゐる。

以上ピサヌローク農村における組合員の經濟狀態を概観したが、組合員の經濟力は恐慌後かなりの進展を示しつつあるといふべく、後述の他の農村においても妥當することである。

(ロ) ロプブリー農村

ロプブリー農村はメーナム米作地帯の中央部に位し、アヌチャヤー村、ピサヌローク村とともに協同組合の發生地であり、タイ農業經濟の中心地となつてゐる。

年	組合員數	一人當 耕地面積 (ライ)	一人當 ライ 收穫量 (サタン)	商品化率	同年始負債 パーセント	同年負債 パーセント	返済率 パーセント
一九三二	六二〇	三六	一一・五	四二・五			
三三	六〇八	三四	一一・七九	四〇・〇			
三四	七二五	三二	一九・二六	五九・五			
三五	七六四	三四	一七・二	五六・〇			
二六	八四五	三四	二六・七五	六八・五			
二七	八九一	三四	一四・三二	四三・〇			
三八	九一〇	三三	九・一四	二八・〇			
二九	一、〇三〇	三三	一九・五一	五五・〇	三一・〇五二	二四	一九
三〇	一、一六七	三五	一一・三五	二四・〇	四三〇、八九五	二七	二一
三一	一、二〇八	三三	一〇・〇五	一九・五	四八〇、九七五		
三二	一、一九二	三二	二〇・〇	五六・〇	五〇七、六〇七	一	四
三三	一、一九〇	三二	一九・〇	五六・二	五二三、二〇七	五	一
三四	一、一三六	三二	一三・〇	三九・五	五一五、九一一	三	八

ロプブリー農村もピサヌロークと同様の趨勢を示してゐるが、ロプブリー農村は他の農村よりも人口は相對的にもつとも過剰であり、組合員の耕地面積は寧ろ減少の傾向を示し、恐慌による打撃を受けて收穫量も恐慌前即ち二六年度の二六サタンより三一年には一〇サタンに減少してゐるが、本格的に恐慌の影響を離脱したのは一九三九年頃からで、三八年にはライ當收穫量も三一サタンに達し爾後好調を辿つてきてゐる。さらにロプブリーは、米商品化のもつとも進んだ農村で、その率はピサヌロークより遙かに高く、米價の下落により組合員の受けた打撃も一層大たるものがあつた。

ロプブリー組合員の收支概況

年次	總額		米		他		支出	純益
	パーセント	額	パーセント	額	パーセント	額		
一九三二	一五二	六三	三七	九九	五二			
三三	一八〇	六二	三八	九五	九五			
三四	三〇六	七七	三三	一〇九	一九八			
三五	二九〇	七四	二六	一二〇	一七〇			
三六	四三三	七九	二一	一五七・	二七五			

出所 タイ政府發表「レコード」一九二二—一九二六年

二七	一八四	五五	四五	一一八	五六
二八	八一	一九	八一	一〇〇	(一)一九
二九	二五九	六九	三一	一一〇	一一九
三〇	一一〇	二三	七七	一一二	(一)二
三一	六〇	二四	七六	六三	(一)三
三二	一一六	六二	三八	六三	五三
三三	九九	六六	三四	五六	四三
三四	八八	五一	四九	五三	三五
三五	七五	四八	五二	六二	一三

ロブプリー農村の所得も一九二六年頃まで漸次増加したが、二七年には植付けの始めにロブプリー地方の大半が猛烈な豪雨に見舞はれて氾濫し水稲は流失又は成長力を失ひ氾濫の影響の少なかつた高地帯においてのみ平常の收穫が行はれたことと二九年以後の恐慌の影響により、一九三五年迄平年の収入を割り、特に二八年、三〇年、三一年には欠損の状態を呈示した。即ち米商品化の不振と米價の三分一以下の下落に伴ひ、農家は生計を副収入によつて維持する必要に迫られ、農民の組合よりの借入も一躍増加した。しかし、三一、三二年を最低として農民の經濟力も恢復し徐々ながら向上しつつあることは注目すべきことである。しかし農民が米作の不振にいかん甚大な打撃を蒙るか以上の叙述によつて明らかで、農業施設の要と副作物の栽培と副業の奨励が必要とされる所以である。しかし前掲のシンマーマンの統計と比較すれば組合員は一般農民に比して恐慌に對する抵抗力は強く、組合より融資を受けて恢復できる長所を有してゐる。

更に農業生産の補助勞働力としての耕畜の重要なことは既にピサヌロークにおいても觸れたが、ロブプリーにおいては、農村支出費中、家畜購入二三%、種子購入三六・五%、農具購入、一六・五%、土地購入二四・〇で、家畜及び種子と共に土地購入費がピサヌロークに比して遙かに高率を占めてゐるのは、ロブプリー農村においては人口は耕地に比して著しく過剰であり、耕地に對する農民の欲求・競争は激烈をきはめ、地價は高く、賣買も盛に行はれ何よりも土地が農民間の投機の對象となつてゐるからである。さらに耕作上重要な家畜も農民間において賣買、貸借の對象となり、毎年多數の耕畜が流行病又は盜難によつて失はれて、農業經營に及ぼす影響も少くない。即ち一九三二年には、二〇九頭の中一五一頭が死亡により、五八頭が盜難又は逃亡により失はれ、ピサヌローク村と共に最高率を占めてゐる。

シンマーマンの家畜の動態を見れば、耕作前の農家當頭数は七・七〇頭で、その中、〇・二六頭が病死により、一・一四頭が逃難、〇・三四頭が賣却により、其他〇・四六頭と約三分一が喪失され、三・三四頭を購入又は増殖によつて補つており、タイ農家の家畜の變動は著るしいものが見られる。

(ハ) アヌチャー農村  
アヌチャー農村における組合員の經濟狀態は次の如くである。

年	組合員數	一人當耕 面積(ライ)	一ライ當 收穫高(サターン)	商品化率	年始負債 パーセント	年間負債	返済率
一九二二	三一	四四	二二・三〇	六七・〇	一	一	一

年	出所	前掲	同
二九三	三三	三六	一五・七五
二八四	三三	三七	四九・〇
二七五	三一	三八	二〇・〇
二六六	三一	四一	五一・〇
二五七	三〇	三一	三三・五
二四八	三〇	三一	四九・五
二三九	三〇	三七	一三五
二三〇	二九	三五	七、八二一
二二一	二九	三七	九、六二九
二一二	二〇	四二	二二・五
二〇三	二〇	四五	二二・五
一九四	二〇	四六	二二・五
一八五	一九	四六	四四・五
一七六	一九	四六	一三、一六二
一六七	一九	四六	一一、七六三
一六八	一九	四六	一一、四六三
一五九	一九	四八	五三・五
一五〇	一九	四八	六一・〇
一四一	一八	四八	一一九、〇六六
一三二	一八	四八	二二五、八七四
一二三	一八	四八	四〇五、五五一
一三四	一八	四五	四六七、九四七
一四五	一八	三五	二
一五六	一八	三五	一〇
一六七	一八	三五	九
一七八	一八	三五	五
一八九	一八	三五	五
二〇〇	一八	三五	三
二〇一	一八	三五	三
二〇二	一八	三五	一
二〇三	一八	三五	一
二〇四	一八	三五	一
二〇五	一八	三五	一
二〇六	一八	三五	一
二〇七	一八	三五	一
二〇八	一八	三五	一
二〇九	一八	三五	一
二一〇	一八	三五	一
二一一	一八	三五	一
二一二	一八	三五	一
二一三	一八	三五	一
二一四	一八	三五	一
二一五	一八	三五	一
二一六	一八	三五	一
二一七	一八	三五	一
二一八	一八	三五	一
二一九	一八	三五	一
二二〇	一八	三五	一
二二一	一八	三五	一
二二二	一八	三五	一
二二三	一八	三五	一
二二四	一八	三五	一
二二五	一八	三五	一
二二六	一八	三五	一
二二七	一八	三五	一
二二八	一八	三五	一
二二九	一八	三五	一
二三〇	一八	三五	一
二三一	一八	三五	一
二三二	一八	三五	一
二三三	一八	三五	一
二三四	一八	三五	一
二三五	一八	三五	一
二三六	一八	三五	一
二三七	一八	三五	一
二三八	一八	三五	一
二三九	一八	三五	一
二四〇	一八	三五	一
二四一	一八	三五	一
二四二	一八	三五	一
二四三	一八	三五	一
二四四	一八	三五	一
二四五	一八	三五	一
二四六	一八	三五	一
二四七	一八	三五	一
二四八	一八	三五	一
二四九	一八	三五	一
二五〇	一八	三五	一

出所 前掲に同じ。

アヌタヤー農村における協同組合は歴史はもつとも古いが、組合数は一九三三年迄僅か二組合で、組合の発展を見るに至つたのは、一九三六年以後である。  
 アヌタヤーの組合員は主として自作農で、耕作面積も他の農村に比して遙かに多く、農業技術の粗放は耕地の擴大によつてカバーしてゐるので、農業恐慌により受ける打撃は他の農村より遙かに低く、負債の組合への返却は順調に行はれ、組合員には比較的裕福なものが多し。しかしアヌタヤー村においても米價の下落により物價は一クエーン當り一バーと三割臺を割り、組合員の經濟はかなりの打撃を受けたが、翌年より持ち直し、一九三八年には活況を呈するに至つた。  
 更にアヌタヤー村の農家支出を見れば、次の如くである。

年	總額		収入		支出		利潤	
	バー	パー	%米	%他	バー	パー	バー	パー
一九二二	三三五	九七	九七	三	一一一	二二四	一一一	一一一
一九二三	一五三	八八	八八	一一	九五	五八	九五	五八
一九二四	六九	六七	六七	三三	八四	(一)一五	八四	(一)一五
一九二五	一八八	八三	八三	一七	九五	九二	九五	九二
一九二六	一〇〇	七七	七七	二三	八九	三一	八九	三一
一九二七	一六二	七八	七八	二三	九〇	七二	九〇	七二
一九二八	三五	四五	四五	五五	七七	四二	七七	四二
一九二九	六七	五二	五二	四八	八二	(一)一五	八二	(一)一五

三〇	四五	三四	六六	八三	(一)三八	五〇
三一	八六	七四	二六	九二	(二)七	
三二	一〇〇	八七	一三	九三	七	
三三	一八五	八七	一三	一〇五	八〇	
三四	三一五	九〇	一〇	一〇四	二二一	
三五	一二五	八七	一三	八八	三七	

出所 前掲に同じ。

これによれば、アヌタヤ村も他農村と同じ経過を辿り、農民は収入の殆ど全部を米の賣却に依存してゐたが、相續く米價の暴落により、収入において占める米の割合は二八年より三〇年より著るしく減少し、農家はこの間缺損を續け、農業再生産に甚大な支障を與へたが、三二年を轉機として好調を辿つてきた。ジンマーマン、アンドリユーズの調査によつても看取できる如く、アヌタヤ村はバンコクに近接した農村で、米商品化は異常な進展を示し、米専一化の傾向を辿つてゐるが、それだけアヌタヤ農民の經濟力は脆弱な部面を多分に具有してゐる。

一九二四年のアヌタヤ組合員の農業費の支出状況を見れば、家畜購入九%、種子購入一八%、農具購入六〇%、土地購入一三%で、土地購入費が高く、耕畜は變動が少く農業費の重要な項目を占めてゐない。即ち一九三三年の家畜喪失數を見れば、死亡によるもの三頭、盜難又は逃亡によるもの三頭で、ジンマーマンの統計にも明らかなる如く、農家の平均家畜所有數は四頭弱で、他の農村よりも少い。ジンマーマンによれば、農家の家畜の變動は、四頭の中、一・一六頭が病死、〇・〇八頭が逃亡、〇・二六頭が賣却、其他〇・二〇頭で、一・七〇頭が毎年喪失し、年々これ

と同じ頭數を購入により補給してゐる。

(二) サラブリー農村

年	組合員數	一人當 耕地面積 (ライ)	一人當 收獲 (サター)	商品化率	年始負債 (パーセント)	年間負債 %	返済率 %
一九三〇	九八	三三	二四・〇	五七・五	四五・〇六二	一九	九
三二	一〇三	二四	一一・四四	五七・五	五二・六五七	七	三
三三	二〇三	二九	一一	五六・〇	一〇七・五二八	八	九
三四	三九二	三〇	一五	五五・五	一七七・二二九	五	一〇
三五	四二五	一八	一〇	一九八・九六六	一三九・六五二	三	一〇
三六	四九四	三三	一八	六〇・〇	二二七・六八一	一	一〇
三七	四九八	一	一	一	二九四・八八〇	一〇	二〇
三八	六三七	二九	一	一	二七七・二七二	二二	二二
三九	七五四	二九	一	一	二七七・二七二	二二	二二

サラブリー村の協同組合は三〇年の始めに七組合設立され、三八年には四七組合に増加したが、組合員の窮乏はもつとも激しく、組合の商業銀行よりの借入金も年々増加の傾向にある。いまサラブリー組合員の收支概況を見れば次の如くである。

年	總 パーセント	收 入	支 出	純 益
一九三〇	一三七	三〇%米 七〇%他	二二六	一一一

即ちサラブリー組合員は、三一年には五五パーセント、三四年には四四%の欠損を示してゐるが、之は全く米收の激減によるもので、米作の豊凶が農民の家計に如何に反映してゐるか、如上の統計によつても明らかである。

以上、協同組合の設立された典型的農村としてタイ農村にもつとも特徴的なビスマローク、ロブプリー、アユタヤ及びサラブリーを眺め、設立後も組合員経済力の變遷について考察を加へたが、之によつても明らかである如く、タイ農民は商品経済の發展に即應して米作の専一化の傾向を辿り、農業恐慌の打撃を受けて深刻な場面を展開し、協同組合に對する要望は農民間に一段と高まつてきた。しかし協同組合が單なる狭義の信用機關であるかぎり、農民窮乏の原因を根柢より救済することは不可能である。組合が廣義の協同組合運動として一大發展を遂げたのは、恐慌後のことに屬し、組合政策の當面の問題としては、農民の経済力を健全化し、土地の壓迫より解放し、手工業及副作物の栽培を奨励して自給自足化に一段と前進せしめることにある。これはたゞに中部農村のみに限られたことではなく、全農村に妥當する問題であり、協同組合の活動範圍を特定の地域に限定し、活動力を金融にのみ限ることは、かなり問題であるといはなければならない。

現在協同組合の新設された農村は、既に三十八個所に及び、機能も著るしく擴大し、農村に共通する停滯的諸條件

の打破に努めつつあるが、次に設立當初の他の農村の組合員の經濟状態を統計によつて明らかにしておかう。

(ホ) 其他の各農村の組合員經濟力

年	組合員數	一人當 耕作面積 (ライ(サタイン))	收穫高	商品化率	年始負債	年間後 負債%	返済率	總額		米	他(支出)		純益
								パーセント	パーセント		パーセント	パーセント	
三〇	八四	三〇	二二・九	六八・五	五八、一〇八	一一	四	一四〇	三〇	七〇	二六	一一	
三一	八四	二八	二二・〇	六五・〇	六六、〇九七	一	三	九六	〇	一〇〇	七二	(一)四五	
三二	一四三	二六	二八・〇	六九・五	一〇三、一四八	二	五	一二九	七五	二五	五九	三三	
三三	一四五	三〇	二七・〇	七〇・〇	一〇六、六一八	四	一〇	一一四	八三	一七	四三	二七	
三四	二二二	三一	三〇・〇	七八・〇	一四七、六六二	四	一五	二三一	〇	一〇〇	五八	(一)四四	
三五	三五一	三一	一八・〇	五三・〇	一九八、一三〇	三	八	八六	八五	一五	七八	六四	
三六	四二七	一	一	一	二二〇、一八八	八	一八	一	一	一	一	一	
三七	六三九	一	一	一	二九三、〇一〇	五	一六	一	一	一	一	一	
三八	六三六	三七	一	一	一七四、〇四五	九	一九	一	一	一	一	一	
CII) ヒ ヲ ヲ													
二九	一四三	五七	一四・四五	五六	一	一	一	四八〇	五〇	五〇	四六七	一一	
三〇	一四三	六四	一六・	六二・一	一三、五七七	三	七	三七三	四五	五五	四一三	(一)四〇	
三一	一四三	六四	一四・	五七・一	五四、五三四	二	五	一四七	五一	四九	二二七	(一)七七〇	

(三) ウタラザット

三二	一四三	六四	一六	六六一五九、九七三	一	三	二六四	六五	三五	一七〇	九四
三三	一四三	六〇	二一	六六一六五、三七五	二	四	一〇九	七五	二五	一〇七	二
三四	一四三	六三	一一	四四一七〇、八七五	一	五	一四二	六八	三二	一一九	三三
三五	一四九	六六	一二	五七一七二、八七五	四	五	一七〇	四九	五一	一一九	五一
三六	一六五	一	一	一七九、六九〇	四	四	一七〇	四九	五一	一一九	五一
三七	一六五	一	一	一八八、一八八	二	四	一	一	一	一	一
三八	一七二	一	一	一九二、八五四	一	六	一	一	一	一	一
三〇	三八	三三	一三〇	二七五、二二、五三四	九	一	一七四	一九	八一	二六三	一一
三一	三七	二五	二五・六	六〇・五	二	三	一五五	三八	六二	九八	五七
三二	一五六	二二	二六〇	六〇・五	二	七	一四九	四四	五六	六五	八四
三三	二二二	二五	一九〇	四四・五	一	六	四二	六六	三四	三四	三三
三四	四八四	二四	三三〇	六五〇・一九五、四六〇	二	一	一八六	六七	三三	六〇	二二六
三五	六〇四	二三	二八〇	五九五、二二六、二六一	六	一〇	一九	六五	三五	五一	六八
三六	七二七	一	一	一六五、二二七	八	九	一	一	一	一	一
三七	九四五	一	一	一三七、九二〇	五	五	一〇	一〇	一	一	一
三八	一、一八七	一五	一	一三三六、七二三	五	五	一	一	一	一	一
三三	一〇五	一四	三四	四三〇	一	一	四二	六六	三四	九	三三

(四) チェンマイ

(五) チャーチャンサオ

三四	五二七	一四	二七	三四・八一六、一九〇	三	一四	五一	六三	三七	二一	三〇
三五	六八六	二二	二九	三〇〇・一五一、九六八	九	一六	六〇	四九	二六	二六	三四
三六	八七二	一	一	一八八、八一三	七	一八	一	一	一	一	一
三七	八八九	一一	一	一七七、六六五	六	二一	一	一	一	一	一
三八	九二八	八	一	一六六、九九四	一〇	二一	一	一	一	一	一
三三	五三	七六	一六〇	七一・五	一一	二四	二一八	八〇	二〇	七三	一四五
三四	三〇五	五五	一〇〇	六一・五	一一	一九	一一三	九一	九	六五	四八
三五	四三二	四八	一六〇	五九・五	一三	一四	一七一	九三	七	九三	七八
三六	五三四	一	一	一三一、八九一	一一	二一	一	一	一	一	一
三七	七四九	一	一	一三一、一六八	一八	一九	一	一	一	一	一
三八	九〇二	一	一	一三三、三七六	一八	二八	一	一	一	一	一

(六) ラーチャブリー

三三	一一二	二六	一八	五八・二	五	一一	二二四	三四	六六	六二	六二
三四	八二〇	二四	一一	一〇・五	三	四	六三	八七	四八	一五	一五
三五	八二二	二四	一四	一五・二	五	九	二二八	七〇	三〇	四七	八一
三六	八一四	一	一	二八、六四四	八	六	一	一	一	一	一
三七	八三一	三一	一	二七、一四四	二	七	一	一	一	一	一
三八	九四八	二四	一	一三二、二八	六	一八	一	一	一	一	一



(七) フレ

三五	二〇〇	一一	二九	四四・五	三七、四二七	九	一四	七五	六二	三八	三八	三七
三六	五三八	一	一	一〇二、八六一	二八	一六	一	一	一	一	一	一
三七	九三五	一	一	一八七、六〇〇	六	一五	一	一	一	一	一	一
三八	九七八	一一	一	一七九、二六五	七	一九	一	一	一	一	一	一

(八) スパンブリー

三五	一四九	三六	二五	五八・〇	六一、二六〇	九	一二	一六一	八八	一二	七五	八六
三六	一五〇	一	一	六一、一九九	一一	二四	一	一	一	一	一	一
三七	三九〇	三〇	一	一五二、四七三	七	一六	一	一	一	一	一	一
三八	五六二	二七	一	一九九、九五二	一八	二八	一	一	一	一	一	一

(九) ナコーン・ナヨク

三五	一〇九	三七	二二	六〇・〇	三三、〇八三	一四	一六	一六一	九三	七	六〇	一〇一
三六	三三一	一	一	一〇八、九二六	六	一七	一	一	一	一	一	一
三七	六八七	四二	一	二〇五、九二五	一五	二八	一	一	一	一	一	一
三八	九二四	四一	一	二五八、八一四	一五	二四	一	一	一	一	一	一

CIOC ベチャブリー

三五	三四六	二九	一七	五三・〇	一四四、四四二	二	二	二二八	七三	二七	四七	八一
三六	四七二	一	一	二〇三、六一一	一四	九	一	一	一	一	一	一
三七	四六九	二〇	一	一二二、八六一	一五	九	一	一	一	一	一	一

三八 六七三 一一 一 一三〇七、三三四 一一 二四 一 一 一

以上タイ国内一七農村の組合員の経済状態について考察をしたが、ピサヌローク、ロブブリー、アユタヤの三農村は農民の経済力がもつとも窮迫し、それだけに協同組合が先づこの地方に設立されて、農民の救済に當つてきたがたまたま経済恐慌の波に浚はれて設立後十数年は異常の不振状態を續けてきた。即ちその大様は農民の負債返済状態と、農民の收支状態によつても明らかである。しかるに、恐慌後とくに一九三五年後協同組合運動がタイ政府の全面的支持を受けて軌道に乗つて以來新設された組合は、前者に比してより堅實な財政の下に着々と發展しており、組合員の経済力も前統計の如く異常な進展振りを示してゐる。

しかし、本統計は一九三五年迄は主として政府發表のレコードより、爾後は統計年鑑より作成したものであるが、組合員の経済力を推知し得る精密な数字がないので、極く最近の動勢は明らかでないが、協同組合の基礎が強化され、組合の機能が著るしく擴大したのは一九三九年以後であるから、組合員の経済もこれを轉機として一大飛躍を遂げつゝあるものと想像される。筆者は組合員経済力の一部を窺つたのみであるが、讀者はジンマーマン及びアンドリユラスの調査書と比較されば、組合員の経済的地位が一般農民のそれに比して遙かに良好であることを發見されるであらう。

なほ、タイ國統計年鑑により、一九三七、三八年兩年に新設された各地域の組合の動態を見れば、次表の如くである。

地域組合(組合員) 組合の土地利用状況 米(ライ) 他(ライ) 土地及財産価格 (バート) 負債の使途 負債の支拂 (バート) 他(バート) 一人當 負債 土地不動 産に對す 割合の

地域組合(組合員)	組合の土地利用状況	米(ライ)	他(ライ)	土地及財産価格 (バート)	負債の使途	負債の支拂 (バート)	他(バート)	一人當 負債	土地不動 産に對す 割合の
チャンタブリー									
A	一八(二八一)	五、〇二五	二、六九〇	二〇三、三二三	三二、四八六	一六、八四九	一七二	二二・七七	
B	二七(四四八)	一〇、三四七	三、二四〇	三三九、四五二	八七、二二九	三四、四三一	二七一	三六・九六	
チャンタブリー									
A	一三(二〇九)	八、四三六	八一	二三六、五七九	六一、三二六	一二、五八四	三五四	三一・二四	
B	九(一四〇)	五、一四九	七	一一一、四八五	三二、九六〇	五、五九〇	二七五	三一・九三	
チェンマイ									
A	三(四三)	四七五	五六	二一、八二五	四、四三四	三、四六六	一八四	三六・二〇	
B	六(八五)	六七六	八四	四〇、八一〇	一三、九三三	三、二六七	二〇二	四二・一五	
ナーコン・ナーヨク									
A	八(二四八)	六、一五一	七四	一五四、六〇〇	四二、四八〇	七、五八〇	三三八	三二・三八	
B	二(四〇七)	一六、七七	五六六	四三三、四〇六	一一三、〇〇四	二九、三四六	三五〇	三二・八四	
ナーコンラヂヤンマ									
A	一	一五、四六六	九五三	五三二、七〇四	四三、三三四	九四、五一六	二三七	二五・八八	
B	三(五八二)								
ノンタブリー									

A	一(二八二)	八、二五六	五一	二六七、九四〇	六五、八一〇	一二、九四〇	四三三	二九・三九	
B	二(〇九二)	一四、六六七	一四	四二六、〇九七	一〇五、八四八	二六、八五二	四五四	三一・一四	
ブラチンブリー									
A	一								
B	七(一三三)	五、四六〇	一四七	一〇四、一九〇	二九、六七六	五、〇二四	三〇七	三三・三〇	
ピサヌコーク									
A	一								
B	二(二四)	五六八	七四	一〇、六九一	二、九五五	一、二四五	一七五	三九・二八	
ベヂャブリー									
A	一五(一八五)	三、六七六		三四四、四六五	八三、四六〇	九、四四〇	五〇二	二六・九七	
B	一七(二〇六)	四、四〇六		四三六、三八〇	八三、八一〇	二四、一四四	五三三	二四・七四	
ブレ									
A	一								
B	二(〇三三)	三、五六七	四九六	一六九、二六八	四八、八三二	一七、一七八	二〇六	三八・九九	
ラーチブリー									
A	八(一一三)	三、四六五	三一四	一四六、三一五	二八、七一八	三、四三二	二八四	二一・九七	
B	一四(一八七)	四、四四六	二〇八	二五九、一七七	四七、六六四	一一、七八六	三二八	二二・九四	
ロブブリー									
A	一								

ラムバーン	B	二〇〇二六七	一三、一八八	三一	五四六、二〇〇	一〇〇、九一七	二四、九八三	四七五	二三、三三
ラムバーン	A	四〇五六	六八三	七〇	三四、三五九	七、四八七	四、四一三	二二	三四、六三
ラムバーン	B	七〇八九	一、一八〇	一一六	六〇、九〇九	一七、七四九	三、九五	二四四	三五、六三
ラムバーン	A	五〇八〇	一、四三三	一五一	七三、二一五	二四、八二二	六、九七八	三九七	四三、四三
ラムバーン	B	五〇七〇	一、〇三九	七八	三四、二二〇	八、七一〇	四、七九〇	一九三	三九、五七
サムット・サコン	A	二二〇三〇二	一六、五二八	三三九	六〇六、六二六	一三七、四一九	三三、九八一	五六七	二八、二五
サムット・サコン	B	二二〇三〇二	一六、五二八	三三九	六〇六、六二六	一三七、四一九	三三、九八一	五六七	二八、二五
サラブリー	A	七〇八九	二、六二〇	四一	一二六、七八〇	三四、〇三五	一〇、七一五	五〇三	三五、三〇
サラブリー	B	七〇八九	二、六二〇	四一	一二六、七八〇	三四、〇三五	一〇、七一五	五〇三	三五、三〇
シンブリー	A	一八〇二二八	八、四七六	三〇五	三四四、六九五	七六、〇九五	二七、五〇五	四五四	三〇、〇六
シンブリー	B	一八〇二二八	八、四七六	三〇五	三四四、六九五	七六、〇九五	二七、五〇五	四五四	三〇、〇六
スコタイ	A	一〇〇三三〇	二、六三一	七七九	七八、九三〇	一三、二七二	七、七七八	一六二	二六、六七
スコタイ	B	二〇〇二五四	四、一七一	二、四五七	一一〇、三一〇	一七、〇六〇	一七、九四〇	一三八	二九、〇九

六〇

スパンブリー

スパンブリー	A	一四〇一八七	五、六六七	二〇四	一七六、〇九九	五五、一六〇	五、八八八	三三六	三四、六七
スパンブリー	B	二五〇二二三	八、四七五	四二	三三六、五〇四	一〇〇、八四六	一一、二五四	三六一	三五、七三
アユタヤ	A	二二一九九	六、三九六	三四	一九二、〇〇三	四四、六九〇	二一、七二五	三三四	三四、五九
アユタヤ	B	八二二八	四、四六一	三七	一二五、三三七	三五、四一〇	八、九一五	三四六	三五、三九
アーントーン	A	一	一	一	一	一	一	一	一
アーントーン	B	八二二五	四、二四九	一三四	一七〇、四七四	三六、一五九	一一、二四一	四二一	二八、三九
ウタラヂット	A	二〇三三	五二〇	四九	二二、二六六	二、五三九	六、一六一	二五六	三七、三九
ウタラヂット	B	二〇三三	五二〇	四九	二二、二六六	二、五三九	六、一六一	二五六	三七、三九
計	A	一四八二、一四九	六九、三四一	四、九二二	二、五九九、五四五	六〇三、〇九五	一五三、二二五	三五二	二九、五五
計	B	三〇三、四三、五七	一二九、三八二	九、三二〇	四、七〇八、八八九	一、〇三七、一一六	三七六、六六九	三三四	三〇、〇二

出所 タイ國統計年鑑第二〇號

右表によれば、タイ農家の米作面積と他の農産物栽培を見れば、二、三の地域を除いて、タイの農家は總耕作面積の九割以上を米作に當てており、組合員の組合よりの借入額の使途は、七割以上は組合に加入前の負債の返却に當て

られており、協同組合が設立當初より農民救済策の一として組合員の舊負債を償還せしめ農民を高利貸よりの桎梏から解放する目的は明らかに實現されつつ、換言すれば、組合より組合員へ貸付けられる負債の大部分は農耕資金に充當するよりも組合外の負債の完済に當てられており、タイ農民がいかに従来苛酷な負債に悩まされてゐるか明らかであらう。しかし、組合の負債額を組合の所有する資産と對比すれば三〇%内外で、組合に對する信用の點においても組合の金融活動は決して不安であるとは言ひ得ない。

### 第七章 協同組合の財政的地位

タイの協同組合が、政府及タイ商業銀行より融資を受けて、健全なる財政的基礎の下に、發展を示しつつあることは以上の繰説により明らかであるが、第三章示掲の統計によれば、一九三三年以降、タイ商業銀行の外に、政府からも豫算として計上され、一九三六年には四三三萬バーツ、三七年には五〇四萬バーツ、三八年には六二五萬バーツ、三九年七月現在六七三萬バーツと急増し、組合員に對する貸金も、一九三〇年の一七萬七千バーツより三八年には一八八萬バーツと増加し、これに對應して負債の返済額も増加し、負債率は三六年までの低調を離脱して組合員の經濟力の恢復向上と共に、三八年には一二・七三%、四〇年には一七・三四%と好調を辿るに至つた。

#### 組合の債務

#### 組合の財産

政府及び銀行 よりの融資	組合員 の預金	經費 豫備金	配當金	計	現金	銀行 預金	政府銀 行貯金	貸付額	不動産	計
三〇	三,五五〇	二,五五〇	一三六,三六六	三,四四二,二七二	五二二	—	—	一,三二九,七〇〇	四,八六六	一,一〇九,七七一
三二	一,二二〇,八〇〇	二,八〇〇	一,五七〇,六七六	八,一六一,五九四	一〇,五五七	—	—	一,五五九,八七六	六,〇〇五	一,五五九,四四一

三三	一,一〇七,七五五	四,八七五	—	四四九,九七五	六,六五一,八〇〇	一〇,一九二	—	一,八〇〇,七七一	六,五九一	一,八〇〇,三三三
三四	二,〇〇八,一七五	六,五五五	—	三,五七六,二二六	三,八五五	—	—	二,一〇〇,三三三	二,〇八五	二,三三八,七二二
三五	二,三三三,〇〇〇	七,三〇〇	一,六六六	三,三三三,〇〇〇	四,四四三	三三	一,八七三	二,三三〇,八〇〇	七,九	二,六六三,七九七
三六	三,一六六,八八六	八,九九六	四,四四四	四,〇〇〇,〇〇〇	四,四四三	三三	二,八七三	二,三三〇,八〇〇	七,九	三,〇〇〇,一四三
三七	四,〇〇〇,八八五	二,五五五	七,六六六	四,〇〇〇,〇〇〇	四,四四三	三三	二,八七三	二,三三〇,八〇〇	七,九	三,〇〇〇,一四三
三八	五,〇〇〇,八八五	三,三三三	二,三三三	五,〇〇〇,〇〇〇	四,四四三	三三	二,八七三	二,三三〇,八〇〇	七,九	三,〇〇〇,一四三

右表によれば、組合員の組合への預金も年々急増するに増加し、これは組合員の經濟状態が良くなりつつあることを證左するものである。

通常、組合員の預金方法には、普通の預金と定期預金の二種類があるが、後者は通常負債支拂の目的以外には引き出せることとなつてゐる。しかし負債を有しない組合員は、いつでも二五バーツを残して引出すことができるが、これも二五バーツ未滿の場合は即時引出し得ない。かくの如く預金の引出に一定の限界を設けた所以は、定期預金は組合員以外のものでも利用し得るためである。なほ、これらの組合に加入してゐない者の最低積置金は五〇バーツで、一年までは引出せないが、特別の理由ある場合に限り無利息にて引出し得る。

さらに、右表によれば、組合は毎年かなり現金を所有してゐるが、その理由は、(一)毎年會計検査前に國庫から多額の金が引出されること。(二)融資を受くべき組合員が抵當物を全部提供する迄貸付金の一部が組合に保留されること。(三)負債返済金を現金にて翌年始めに持ち越されること。等によるものである。

さらに、組合は登記官吏の承認を得て他の組合にも貸付し得るが、その組合は、負債を全部返済してかなりの信用を有するものみに限られてゐる。

要之、組合の財政的地位が強固且つ健全であるかは、タイ協同組合運動上きはめて重要であるが、これには政府の龐大な援助と、組合員の経済力如何にかかつてゐる。いくら政府が組合に全面的支持を與へても、組合員が組合の眞義を誤解し、組合員の経済力が極度に疲弊して資金の返済が遅滞する時は、組合の新設は困難となり、組合は異常の困難な事情に直面せざるを得ないであらう。

しかし組合は経済恐慌による未曾有の不振状態より離脱して、一九三八年頃より、盛況を辿りつつあるのは、國民経済の基底をなす農民の経済力の向上と、農村社會のゲマインシャフト化への促進によるもので、今後の發展は一層刮目するに足るものがある。

### むすび

以上、タイの協同組合の發展を考察し、とくに國家主義運動の展開と呼應して農業政策の一としての組合運動はかなりの成長を遂げた所以を明らかにしたが、タイの協同組合は決して完成期に達してゐる譯ではなく、機構の點においても改革すべき點が多々残されており、組合に加入する農民數も一九四二年現在において一割にも達してゐない。しかし、從來教育程度低く、経済的觀念に乏しく、やゝもすれば公民間の協同をも缺いてゐたタイ農民に、少くとも組合の協同精神を植ゑ付けた功績は少くなく、組合員が將來タイ國民經濟發展の構成分子として益々重要な役割を演ずるであらうことは想像に難くない。

いま協同組合のタイ農民の向上に與へた功績を経済的利益の外道德的、教育的、社會的利益に區別して考察すれば、先づ道德的利益としては、(イ)農民の道德的精神の高揚を計つたこと、(ロ)組合の設立されてゐる村においては治安が維持され、盜難、賭博、暴飲暴食の惡弊等が少くなつてゐること。(ハ)協同責任による協同扶助の精神が徹底してきたこと。教育上の利益としては、協同組合員は組合の經營に協力し、相互に經濟地位の改善を計り、以て成人教育を目標とする國家計畫が組合を通じて實現し得ることとなつたこと。社會上の利益としては、營利に關心を有し生活力を強靱にし以て社會の改善に乗り出し、國民の福祉の増大を計るに至つたこと、等である。

### 主要参考文献

- (1) Report of the Financial Adviser B. E. 2482—3. P14—19
- (2) The Record 1922—1937
- (3) Statistical year book 1930—38
- (4) Bangkok chronicle
- (5) Thailand Today 2484
- (6) 日本タイ協會々報
- (7) 南方年鑑 タイ國「農業」の部
- (8) 吉田榮太郎「タイ國資源經濟論」



